


平成19年度環境省請負事業

平成 19 年度一般廃棄物会計基準の普及及び
改良に関する調査業務

報告書

平成 20 年 3 月

 株式会社 三菱総合研究所

はじめに

政府では、廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なリサイクル・処理システムを構築していくこととし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた基本方針を平成17年5月に改正した。

改正した事項のうち、市町村が行うこととして、①一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが挙げられた。一方、国については、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努めることとされた。

環境省では、このため、平成19年6月に「一般廃棄物会計基準(一般廃棄物会計基準に併せて作成されたコスト分析システム及びマニュアルを含む。以下同じ。)」 「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以下「会計基準等」と言う。)を策定・公表した。

本調査では、環境省が策定した会計基準等の普及を図ることや一般廃棄物会計基準の改良を行うことを目的として、下記の業務を実施した。

- ① 会計基準等の普及のための説明会の開催
- ② 一般廃棄物会計基準に関する質問受付
- ③ 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行
- ④ 検討委員会における一般廃棄物会計基準の改良に関する検討

平成20年3月

株式会社三菱総合研究所

平成19年度一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する検討委員会
委員名簿

石名坂 賢一 柏市 環境部クリーン推進課 企画担当 主査

泉澤 俊一 あずさ監査法人 代表社員

東 高士 三重県 環境森林部 ごみゼロ推進室 室長

◎ 藤井 美文 文教大学 国際学部 教授

山川 肇 京都府立大学 人間環境学部 講師

(五十音順、敬称略、◎は座長)

目次

調査概要

1	会計基準等の普及のための説明会の開催	1
1.1	実施概要.....	1
1.2	説明会における主な質疑応答.....	2
1.3	説明会出席状況.....	4
2	一般廃棄物会計基準に関する質問受付	6
3	一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行	59
3.1	参加自治体.....	59
3.2	試行自治体に対する調査.....	60
3.2.1	基礎情報.....	60
3.2.2	調査結果.....	61
3.3	試行事業により得られた知見のまとめ.....	70
4	検討委員会における一般廃棄物会計基準の改良に関する検討	72
5	今後の課題	77

参考資料 1 試行事業アンケート票

参考資料 2 支援ツール修正一覧

参考資料 3 3R化ガイドライン説明会資料

調査概要

1. 調査目的

政府では、廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決はもとより、循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なリサイクル・処理システムを構築していくこととし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた基本方針を平成17年5月に改正した。

改正した事項のうち、市町村が行うこととして、①一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが挙げられた。一方、国については、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努めることとされた。

環境省では、このため、平成19年6月に「一般廃棄物会計基準(一般廃棄物会計基準に併せて作成されたコスト分析システム及びマニュアルを含む。以下同じ。)」 「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以下「会計基準等」と言う。)を策定・公表した。

本調査では、環境省が策定した会計基準等の普及を図ることや一般廃棄物会計基準の改良を行うことを目的とした。

2. 調査項目

本調査の調査項目は以下のとおり。

(1) 会計基準等の普及のための説明会の開催

「一般廃棄物会計基準(一般廃棄物会計基準に併せて作成されたコスト分析システム及びマニュアルを含む。以下同じ。)」 「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に関する説明会を全国7ヶ所にて開催し、会計基準等の普及を図るとともに、一般廃棄物会計基準の改良に資すると考えられる実務者(市町村や一部事務組合の担当者など)からの質問を受け付け、回答するとともに、改良にあたっての検討に反映させた。

(2) 一般廃棄物会計基準に関する質問受付

市町村や一部事務組合が一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成するにあたり、不明な事項や基準が想定している状況に当てはまらないケースなどに関する質問を受け付け、それに回答することにより、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の促進を図っ

た。それと同時に、質問内容およびそれに対する回答を、一般廃棄物会計基準の改良に資する情報として整理した。

(3) 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行

13団体（市町村、一部事務組合）を選定し、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成を試行し、財務書類作成に当たって留意すべき点や、これまで清掃事業概要等を通じ、一般廃棄物処理事業に関し公開している情報との整合性の確認等を行った。また試行により得られた知見を一般廃棄物会計基準の改良検討に反映させた。

(4) 検討委員会における一般廃棄物会計基準の改良に関する検討

上述の(1)～(3)で得られた知見や、策定までの過程において要検討項目として指摘されている事項などについて、検討委員会で検討を行い、一般廃棄物会計基準の中投機的な見直しの方向性について整理した。

本編

1 会計基準等の普及のための説明会の開催

1.1 実施概要

「一般廃棄物会計基準」を含む「3R化ガイドライン」の普及促進を目的とする説明会を全国7カ所（札幌、仙台、大宮、名古屋、大阪、岡山、福岡）にて10月12日～10月31日にかけて開催した。

3R化ガイドライン（一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）は2007年6月に公表され、環境省から都道府県を通じて市町村等にも通知が行われているが、内容の周知徹底を図るとともに、質疑応答を通じて参加者の理解を深めるため実施した。

なお、基準と同時に公表された「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」および「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアル」の説明会も東京にて11月5日に開催した。

基準に基づく原価計算結果をごみ処理有料化の単価算定の根拠材料とする自治体など、具体的な活用方法が明確な自治体ほど、廃棄物会計への取り組みに積極的な傾向にある。

主な質疑応答（会計基準関連）および出席状況を次ページ以降に整理した。

1.2 説明会における主な質疑応答

①廃棄物種類別の費用按分の方法について

- ・按分方法について、基準の中で、収集運搬部門における人件費など容積按分とする旨が記載されている。当自治体では重量でしか把握していないが、どのように対応すればよいか。(→ツールの場合、比重データを持っているので、重量を把握していれば容積按分は可能である。)

②品目区分について

- ・当自治体の実際の分別区分と、会計基準に示された 20 区分を比較すると、大半の分別区分が「㊟その他のごみ」となってしまう。どのように対応すればよいか。(→ツールをそのまま活用する場合は、基準の 20 区分とする必要がある。比重データなどを把握する、容積按分の部分を重量按分とするなどとすればツールをカスタマイズして利用することができる。)
- ・し尿処理も対象とする予定はあるのか。(→現在の会計基準では対象外としているが、し尿処理に関する会計の必要性も認識している。今後の検討課題と認識している。)

③減価償却の方法について

- ・減価償却について、残存簿価を 0%となっている。企業会計では 10%などとなっているが、この点について、どのように理解すればよいか。(→いずれかのタイミングで償却(費用化)する必要があり、それは連続的に行われると想定するのが適切であるという判断から、残存簿価を 0 とした。)
- ・環境影響評価に要した費用も減価償却の対象(資産)とするのか。(→減価償却の対象とする。)
- ・初期投資や追加投資は施設毎に個別に償却するのか。それとも一体として償却するのか。(→一体でも、個別でもどちらも許容している。)

④基準に基づいて作成された財務書類上の数値の解釈について

- ・基準に基づいて作成された財務書類上の数値が、他自治体の数値と比較された場合、その差を説明できる仕組みをご検討いただきたい。(→今後検討したい。より高度な処理をするほど、より高いコストを要する傾向があるなどは容易に想定される。単に処理単価の高低を比較することが基準の目的ではない。一方で、数値を公開することにより、単価の高低に注目が集まることも想定される。これに対しては、処理システム指針の評価の活用など、単に単価の高低に話が終始しないような方策を検討したい。)

- 例えば、「①燃やすごみ」と「②その他のごみ」の合計単価を比較した場合（※注：単価算定の分母が異なるので、単純に異なる部門の単価を合算することはできない。）、「①燃やすごみ」は、併せ産廃（汚泥）を含む「②その他のごみ」よりも、高単価となり産廃受入単価の説明に窮することが想定される。どのような整理をすればよいか。（→土地の評価など詳細を確認することにより、合理的な説明が可能であると考え。）

- 行政コスト計算書は、事業系一般廃棄物の処理手数料を徴収する際の事業者への説明書類となりうるか。（→ならない。原価計算を行い、事業系一般廃棄物の処理費用を算定すれば、説明根拠の一部となる。）

⑤総務省「新地方公会計制度」との関連性について

- 総務省から「新地方公会計制度実務研究会」報告書が公表（2007年10月）されているが、2つのモデルが示されている。一般廃棄物会計基準はこれらとどのように整合するのか。（→一般廃棄物会計基準の意義・目的を踏まえた上で、昨年度時点の総務省報告書と整合した内容になっている。今年度、総務省から2つのモデルが示されているが、公会計制度の方向性が固まった段階で、会計基準において整合を取る必要があるが、検討することを想定している。）

⑥導入状況の把握、義務化などについて

- 今後、導入状況を把握することを想定しているか。（→現時点では想定していない。）

- 財務書類の作成の義務化を想定しているか。（→現時点では想定していない。）

⑦一般廃棄物処理実態調査との関連

- 一般廃棄物処理実態調査において、会計基準に基づく財務情報を回答するなどのことは検討しているか。（→検討課題としては認識している。）

⑧その他

- 公害防止システムは、いずれの部門になるのか。公害防止対策を強化するほど原価が高く算定される。公害防止システムがないがしろになる方向にならないか。（→「安かろう、悪かろう」を志向しているものではない。適切な部門で整理していただきたい。）

- 「一般会計からの繰り入れ基準」に類似する概念に関する目安等はあるのか。（→定めていない。）

1.3 説明会出席状況

説明会への出席状況を表 1-1 に示した。

表 1-1 一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 出席状況

地区	自治体数	参加自治体数		参加人数	内訳								開催場所 日時
	市町村	市町村 (%)	一部 事務組合		県	県の 出先機関	市	区	町	村	一部事務 組合	その他	
北海道	180	29 (16.1%)	5	39	1	3	10		13	1	5	1	札幌市 10月31日
東北	231	39 (16.8%)	17	66	5	1	15		17	0	17	1	仙台市 10月24日
関東	439	103 (23.4%)	31	154	11	1	67	13	9	0	31	2	さいたま市 10月12日
中部	266	58 (21.8%)	22	98	6	1	35		12	1	22	3	名古屋市 10月22日
近畿	205	81 (39.5%)	16	114	7	0	63		9	0	16	2	大阪市 10月29日
中国四国	208	30 (14.4%)	6	51	5	3	15		3	0	6	4	岡山市 10月19日
九州	298	40 (13.4%)	12	61	8	1	19		10	0	12	2	福岡市 10月23日
合計	1,827	380 (20.7%)	109	583	43	10	224	13	73	2	109	15	
ツール 説明会	1,827	21	1	30	5	0	15	1	0	0	1	0	東京 11月5日

2 一般廃棄物会計基準に関する質問受付

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」、「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアル」に関する質問受付を行った。受付はインターネット、電子メール、ファックス、電話で行った。

受付件数は 224 件であり、これを基に作成した「よくある質問集」を次ページ以降に示した。

【よくある質問集】

- ・ 基準、その他
- ・ 支援ツール
- ・ マニュアル

一般廃棄物会計基準等に関する FAQ

(よくある質問集)

(ver1.0 080530)

基準

Q 1 (全般) 導入時期はいつになるか？(例えば、平成〇〇年度から)また、導入時期が近くなれば環境省からは作成等に関する文書は出るか？

A 1 一般廃棄物処理は自治事務とされているため、一般廃棄物処理に関する財務書類についても、市町村が自らの判断と責任で作成されるものです(一般廃棄物会計基準は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言という位置づけ)。

なお、環境省から財務書類の作成を求める文書を出す予定はありません。

Q 2 (全般)「ごみ処理基本計画策定指針」は改正されるか。されるのであれば、改正指針に合わせてごみ処理基本計画を改正し、改正検討の中で一般廃棄物会計への取り組みも整理したいと考えている。

A 2 ごみ処理基本計画策定指針については、平成 20 年度内に見直す予定です。

1. 一般廃棄物会計基準の基礎概念

1.1 一般廃棄物会計基準の意義

Q 3 (P.1)・制度の理解や数値の算出など、円滑な会計基準の運用を図るためには、会計基準の導入に際して外部委託を行う必要性があるのか？

- ・委託の必要があるとすれば、どのような委託内容が想定されるか？
- ・廃棄物処理手数料の算定のため、現在、当自治体では、清掃一部事務組合が定めた統一的な基準により「廃棄物処理原価」を算出している。会計基準を運用するにあたり、廃棄物処理原価計算のノウハウが蓄積されていれば、会計基準の理解・運用に支障がないと考えるが、いかが？

A 3 ・一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成について外部委託されるかどうかは自治体のご判断です。

- ・これまで「廃棄物処理原価」の算出により培われたノウハウについてはある程度役立つものと思われませんが、「一般廃棄物会計基準」と「廃棄物処理原価算出のための基準」との違いに留意して、財務書類を作成する必要があると思われま

1.5 財務書類の構成

Q 4 (P.2) 原価計算書では、収集・運搬・処分等に関する直接的経費から原価を算出することとしているが、原価には管理部門等の間接的経費を入れた原価（民間で言えば販売原価のようなもの）もあると思うが、この基準の中では管理部門等の間接的経費を除いた原価（民間で言えば製造原価のようなもの）を算出することとした考え方をお聞きしたい。逆に言えば、原価計算書の対象としない非原価項目の考え方をお聞かせ願いたい。

A 4 現行の基準においては、作業部門の経済効率性をより重視しているので、基準のとおり

- の算定方法としています。
- なお、管理部門の費用を単位重量あたり原価に含める方法としては、部門ごと品目ごとに按分する方法や、部門ごとに分けずに品目ごとの単位重量あたり単価（作業部門と管理部門を併せた額に対する単価）を算定する方法などが考えられ、今後の検討課題となると認識しています。

1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

Q 5 (P.3) 不用品を委託により収集し、修理を委託し（シルバー人材）、販売し、収益が発生する。これは、会計基準の対象となるか。

A 5 原価計算書の対象とはせず、行政コストの経常収益としてください。

Q 6 (P.3) 中間処理施設の設計、施工監理を担当する部署があるが、これは会計基準の対象となるか。

A 6 ご理解のとおりです。管理部門の対象となります。

Q 7 (P.3 1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業) 例えば、ボールペン1本のような少額の費用についても対象とするのか。

A 7 基本的にはご理解のとおりです。ただし、対象の範囲を限定することを妨げるものではありません。

なお、資産計上については、50万円以上となります。

Q 8 (P.3 1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業) 基金化している場合は、基金への支出は費用として扱うか。また、基金からの支出は費用としなくてよいか。

A 8 基金も一般会計と一体的に捉えてください。つまり、基金への支出は費用ではなく、基金からの支出は費用となります。

Q 9 (P.3) 「一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。」とのことであるが、ペットの死体については対象となるか。なお、本市では、収集、焼却を委託しており、ペットの飼主の費用負担がある。また、交通事故などによる動物の死体の回収等も行っている。

A 9 ペットの死体の処理を一般廃棄物の処理に関する事業に含めるかどうかについては、自治体の裁量の範囲内と考えており、原価計算書、行政コスト計算書の対象範囲外とすることを妨げるものではありません。

1.11 用語の定義

Q 10 (P.5) ・計量所の人件費はどの部門に入るか。・受け入れ時の分別指導の人件費はどの部門に入るか。

A 10 いずれも実態に合わせて部門区分を整理してください。例えば、計量所の人件費については、収集運搬部門の作業として実施しているのであれば収集運搬部門に、中間処理部門の作業として実施しているのであれば中間処

理部門に区分してください。2つの部門の作業となる場合は適正な額に分けてください。

Q 1 1 (P.5) 資源化処理の際に発生した可燃残渣の焼却処理は中間処理部門に該当するか。

A 1 1 ご理解のとおりです。

Q 1 2 (P.5) 収集運搬、中間処理、資源化、最終処分を考えると、基本的には、最終的には、最終処分に埋め立てられるか、資源化の後、引き渡されることが想定されているかと考えるが、例えば、エコセメント製造は中間処理であり、基準で想定しているフローから離れることになるが、そのような理解でよろしいか。

A 1 2 ご理解のとおりです。

資源化はしていなくても、引渡していれば、引渡時の売却額、支払額とともに数量を入力するようになっていきます。(シート 4.)

Q 1 3 (P.5 表 1-1) 以下のケースではどのような部門区分となるか。

・有害ごみ(乾電池、蛍光灯、スプレー缶)を選別し、スチール、アルミをリサイクルする。

A 1 3 中間処理部門として整理してください。

Q 1 4 (P.5 表 1-1) 設計監理業務はいずれの部門に区分されるか。

A 1 4 管理部門として整理してください。

Q 1 5 (P.5) 1.11 用語の定義 表 1-1 で「中間処理部門で焼却(溶融・スラグ化を含む。)」また、資源化部門で「処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残渣のスラグ化等再生利用や、・・・資源化部門でなく中間処理部門とする。」とされている。

本市の場合、焼却後の灰ピットから民間施設へ運搬し、委託で溶融スラグ化を行っており、スラグ化経費は明確に区分される。

このような場合、焼却処理工程との一体性はないため、資源化部門経費として扱うことでよろしいか。

A 1 5 基準においては、スラグ化は中間処理としておりますので、基準に基づく財務書類を作成する場合には、スラグ化に要する経費は中間処理部門経費

としてください。

Q 16 (P.5 表 1-1) 中間処理の焼却残渣を溶融しスラグ化しており、埋立処分していない。最終処分部門の対象となるか。

A 16 最終処分部門の対象とはなりません。中間処理部門として整理してください。なお、ツールにおいては、スラグの引渡しに関し、費用が発生している場合には、中間処理が委託の場合はシート 6.1 に、中間処理が直営の場合はシート 6.3(5)特定の施設に係る経費や(施設や品目を特定できる場合)、シート 6.6 の 6.7 一般廃棄物種類全般にかかる経費(施設や品目を特定できない場合)に入力してください。有償にて引き渡している場合には、シート 4. の引渡時の売却額、または、シート 8. の収益に入力してください。

Q 17 (P.5 表 1-1) 乾電池、蛍光灯の扱いについて、実態としては、最終的に再資源化されている。この作業は民間委託しており、逆有償で引き渡している。実態調査では、資源化でも、処分でもなく、資源化としては認められていない。この点については、基準においてはどのように整理すればよいか。

A 17 中間処理部門として整理してください。

Q 18 (P.7) 基準 7 ページ「1.11.1.19 集団回収」の定義より、市町村の関与がない場合は、基準においては集団回収にあたらないと考えてよいか。

A 18 ご理解のとおりです。

Q 19 (P.7) 集団資源回収の報奨金については、原価計算の中には入らないものとされているが、確かに市が一切処分にまで関与しないものは理解できるが、本市の場合、集団資源回収で収集されたうちダンボールや牛乳パックなどの一部品目は、市の施設に受け入れて中間処理している。こうした、市が処理を行っている品目にかかる集団資源回収の報奨金は、収集経費として原価計算中に入れるべきではないか。

具体的には、集団回収を 1.11.1.19 で、「補助金等の交付により関与しているもの」と定義付けている一方で、補助金等支出は、2.4.3 原価計算書の対象費用(P34)では原価計算書の対象としない非原価項目として「資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金」とされ、また、コスト計算書の 3.4.2.2 経常移転支出に計上するため、原価計算書の品目(本市の場合⑬⑭⑮など)の処理原価に反映されない結果となっている。

A 19 集団回収に対する助成金等については、集団回収に要する労務の内容や量

に見合った額であるケースばかりであるとは言えないことや、助成金等がコミュニティ活動に使用されているケースがあること、助成金等を支出する自治体側もコミュニティ活動を助成する目的として位置づけているケースなどもあることなどを勘案して、非原価項目としています。

1.12 対象とする費目

Q 2 0 (P.9) 委託料や役務費の基準など、支出科目は自治体間で異なるケースがあるが、9ページ以降の費目一覧以外に、より詳細な基準やマニュアル等を整備する予定はあるか。

A 2 0 現時点ではご指摘の委託料や役務費の基準等の作成は考えておりません。なお、現在、試行事業や自治体からの質問受付を通じて、一般廃棄物会計基準の改良を検討することとしています。

Q 2 1 (P.13) 表中の経常業務費用のうち「その他」とは、具体的に何を想定しているのか。

A 2 1 具体的な例を挙げることはできませんが、他の経常業務費用に該当しない費目があれば、こちらに整理してください。

2. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

2.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的

Q 2 2 (P.19) 原価計算書の様式においては、家庭系と事業系は区分されていないが、区分しないという理解でよろしいか。当市の考えとしては、区分したいと考えている。

A 2 2 現行の基準においては、原価計算書において家庭系と事業系を区分することは想定していません。基本的な算定方法について基準に則った上で、必要に応じて家庭系、事業系を区分してください。

2.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法

Q 2 3 (P.31) 実際の収集区分では「缶」として回収している。アルミとスチールに区分する必要があるか。

A 2 3 区分してください。引渡額などを参考に、収集量もスチールとアルミとに分けてください。

Q 2 4 (P.31) 「紙製容器包装」という区分で収集は行っておらず、雑紙などと共に古紙として収集している。「⑩古紙」として区分してよいか。

A 2 4 区分できなければ、ご理解のとおりで結構です。

Q 2 5 (P.31) ガラス製容器は色に係わらず、一括して「びん」として収集している。どのように対応すればよいか。

A 2 5 色別の量を引渡額などで按分できるのであれば、分けて入力してください。

Q 2 6 (P.31) 実際の収集区分に「缶、小型金属類」を設定しており、具体的には、缶、鋼、ネジなどが該当し、まとめて金属業者に引き渡している。この場合、基準における品目区分はいずれになるか。

A 2 6 「缶、小型金属類として区分するのであれば「⑨その他資源ごみ」となります。缶の量を区分できるのであれば、これをスチール缶やアルミ缶などの品目区分とすることも可能です。

Q 2 7 (P.31) ⑩その他ごみの具体的な想定があればご教示いただきたい。

A 2 7 ①～⑨に該当しないものが対象となりますが、特に想定はございません。

Q 2 8 (P.31) 廃乾電池、廃バッテリーは、資源化工場に直接輸送されるが、品目区分はどのようになるか。また、部門区分はどのようになるか。

A 2 8 品目区分は「その他ごみ」、部門区分は「中間処理部門」の委託となります。

Q 2 9 (P.31) 燃やさないごみから分別される金属は資源として資源化されるが、この品目区分はいずれか。

A 2 9 燃やさないごみとして収集され、中間処理（破碎）後、金属を取り出す作

業は中間処理であり、燃やさないごみとして区分してください。

Q 3 0 (P.34) [状況] ごみ発電を行い、その維持管理等の経費については特別会計を設けて管理している。

【会計基準に関する理解】 ごみ発電については、売電収益は原価に含めない旨 3 2 ページに記載がある。

【質問】 発電施設の維持管理費用や減価償却は、一般廃棄物処理に関するものとして、「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧」に計上するのか。

A 3 0 これまでの会計処理の実態や、廃棄物処理システムの実態等をご検討いただき、適切な取扱いをしてください。基本的には発電施設に係る費用についても原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧の対象としてください。収益は売電に限らず原価には含めません。

「ごみ発電設備」について、ごみ処理に係る部分と、発電に係る部分とで分けているようでしたら、その点などもご検討の際に考慮すべき点と思料いたします。

Q 3 1 (P.34) 本市では焼却施設と資源化施設の両方に共通して事務所が入っている棟があるが、その棟に、当初は事務所と想定していなかった場所に事務所を作ることとなった。その場合の費用は追加投資として、焼却施設と資源化施設の両方に計上すべきか。

A 3 1 事務所の内容に応じて按分するなど、実態どおりに計上してください。

Q 3 2 (P.34) 不法投棄の回収・処理業務は定常的に発生している。原価計算書の対象となるか。

A 3 2 原価計算書の対象とはなりません。行政コスト計算書の対象となります。定性的には定常的であっても、定量的には、年ごとの変動があるためです。

Q 3 3 (P.34) 本市の焼却施設敷地内にある余熱利用施設建設地を含む土地が区画整理により土地が取られることとなり、7年の分割により区画整理組合から土地の買戻しを行った。

この場合の費用は原価計算の対象となるか。また、対象となる場合はどの項目に入力すべきか。

A 3 3 施設にかかる物件費の追加投資として処理してください。なお、ツールにおいては、入力シートは、シート 6.5 になります。

Q 3 4 (P.35) 資産計上する減価償却対象資産等について、国庫支出金や都道府県支出金などの移転収入がある場合、圧縮記帳しないという考えの根拠は何か。また、有料化と併せて考えた場合には、圧縮記帳する方が適切だと考えるが、いかがか。

A 3 4 1 点目のご質問につきましては、費用の負担が市町村であっても、都道府県であっても、国であっても公共の負担であることに相違ないという考え方に基づきます。

2 点目のご質問につきましては、有料化の根拠として原価を算定する場合には、基準を参考にし、圧縮記帳の考えなどに関し目的に適した算定をしてください。

Q 3 5 (P.36) 各部門において共通の物件費を入力する際には、その他の物件費を入力することになるとと思いますが、その他の物件費の中で、基準に示されている需用費（印刷製本費、光熱水費等）は、この例示されている 2 点以外の需用費も含めるのか。

また、委託している業務の中で、委託料でなくその他の物件費に入るものについては、全てその他の物件費として計上するのか。あるいは、一般廃棄物の処理に直接関わる物をのみ計上するのか。（例えば、樹木管理委託や消毒委託など）

A 3 5 1 点目については、ご理解のとおりです。

2 点目については、収集運搬、中間処理、最終処分、あるいは資源化業務の一環とみなしている委託業務については、委託料の対象とするものと考えます。

Q 3 6 (P.53) <燃やす・燃やさない・粗大ごみの焼却残渣から金属・資源物を回収し、資源化を目的として民間業者に売却・処理の委託を行う場合> 基準で中間処理部門は業者に引き渡すまでとされていることから、運搬を委託している業者は中間処理部門の委託、資源化処理を行う業者は資源化部門の委託と考えてよろしいか。

A 3 6 焼却残渣から金属を選別し、それを売却している場合は、資源化部門ではなく、中間処理部門です。

なお、ツールにおいては、シート「3」の資源化量には含みません。ただし、シート「4」においては、引渡量に金属引渡量を入力することになります。

リサイクルする金属等の引渡について、運搬部分の費用と、金属等の引渡に伴う額（有償・無償・逆有償）とに分けられるようであれば、分けて記載してください。

Q 37 (P.53) <燃やさないごみのうちから乾電池・小型廃家電を市外の民間処理業者に搬出し資源化している場合>

一度、市の破碎施設に搬入してから選別し搬出していることから、

①「**2 作業の実施主体**」の部分で燃やさないごみの資源化部門の直営の欄に **1** を入力する。

②「**3 (3) 中間処理・最終処分・資源化投入量 (直営分)**」で燃やさないごみの資源化量の欄に処理量を入力する。

③「**4 資源化量**」の資源化部門に金額及び量を入力する。

という手順でよろしいか。

あるいは、破碎処理施設への搬入は中間処理目的ととらえ、別途質問の「焼却残渣からの金属・資源物の回収について」と同様に中間処理後の資源化ととらえるべきか。

A 37 会計基準の考え方では、搬入後、破碎工程の前に行われる選別は、破碎の前処理としており、資源化には該当しません。

お尋ねの工程については、資源化ではなく中間処理としてください。

Q 38 (P.84) 2.4.5 原価計算書の対象とする収益 (P84) で、「収益は費用とは別途計上し、原価の算出には加えず」とあり、原価計算書出力表においても〔参考〕としての表示となっています。原価の算定は、直接経費をもとに現に要する処理原価を算定する意図と考えるが、収益について「一般廃棄物会計」のなかで税等に類するものとしての「ごみ処理手数料」(2.4.5.1 自己収入)と、その他の業務収益(2.4.5.2)に区分される有償物売却益の「資源売却収入」との収益の性格の相違を考えると、原価への反映されるべき収益もあるかと考える。

①収集・中間処理に経費は掛るが、その後の売却により利益の生じる品目の処理原価に、「売却益」は反映されるべきではないか。

(アルミ・スチール缶などは、売却を前提とした、選別・圧縮バール化の中間処理を行っています。)

②収益の性格にかかわらず、一律に「原価の算出には加え」ないとした理由は何か。

A 38 有償／逆有償を含め、再生資源は市況の変動が不可避であり、管理の主たる内容への影響を排除するために、会計基準においては、原価計算に含め

ず、参考とすることとしました。

しかしながら、貴市のお考えとしてご指摘の収入を加えるべきとのことであれば、そのようにすることを妨げるものではありません。

3. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

3.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成方法

Q 39 (P.94) 会計基準 コスト計算書中、1. 経常収益 (2) 経常移転収入では、「・ 資産形成に資する支出金については、資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分を計上する。」とされ、入・出力マニュアルでも「・ 経常移転収入は、～、一般廃棄物処理事業に要した当該年度の国庫支出金及び都道府県支出金を示す」ものとされているが、コスト計算書の該当欄には国庫補助金等の累計額が表示されるのは、入力に誤りがあるのでしょうか。

A 39 申し訳ありません。ご指摘のとおりであり、修正が必要です。早期に必要な場合には、個別対応いたしますので、事務局までご連絡ください。

ご指摘の部分を修正したものを環境省 HP 上に掲載しました。

Q 40 (P.95) 取付道路に関する費用については、行政コスト計算書の注記に記載することであるが、取付道路の補修・拡幅に関する費用については、どのように扱うか。なお、道路は市道で庁内では道路整備を所掌している部署が担当している。

A 40 担当部署に係わらず、一般廃棄物処理行政の遂行に必要な費用と判断される費用については、当該個所に記載してください。

Q 41 (P.95) 「3.4.5.3 地元還元施設に係る費用」とあるが、施設整備を伴わない地元還元のための費用は対象外か。また、対象となる場合は地元還元か否かを判断する基準があればご教示いただきたい。例えば、河川補修、草刈、ゲートボール場整備などを想定している。これらは、処理施設、処分場と隣接しているとは限らず、集落内の離れた場所というケースもある。他の集落との違いは、予算措置の際に、他の集落については各担当部署が行うのに対し、当該集落は廃棄物担当部署が行うという違いがある。

A 4 1 例示していただいたケースは基本的に算定対象となります。ただし、他の集落と比較して相違ない行政サービス内容であれば、一般廃棄物会計の対象としないことも考えられます。状況を勘案し、事例ごとに判断してください。

4. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

4.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式

Q 4 2 (P.97) 費用として、退職給付引当金繰入額相当額を対象としている一方で、資産・負債一覧において退職給付引当金の項目を設けない理由は何か。

A 4 2 退職給付引当金は、バウンダリ（境界）が明確な組織について対象とすることができますが、一般廃棄物担当部署を越えて異動がある状況では、引当金を明示することはできないため、資産・負債一覧には退職給付引当金を計上しないこととしています。

4.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成方法

Q 4 3 (P.104) 流動負債と非流動負債については厳密に区分する必要があるのか。

A 4 3 基準に従った財務書類作成という観点では、厳密に区分してください。

Q 4 4 (P.105) 「4.4.4.3 地元還元施設に係る資産」について、減価償却期間を過ぎた資産については記載の必要はないと考えてよいか。

A 4 4 減価償却期間を過ぎた資産についても、記載してください。当該資産に関し、運用・維持にコストが発生するケースが大半であると考えます。この点を踏まえ記載してください。

その他

Q 1 18年3月20日に、A市、B町、C町が合併し、新A市となった。さらに、19年3月11日に、新A市にD町、E町が合併し、新々A市となった。2度目の合併までは、D町、E町の廃棄物をB町、C町の焼却施設で受け入れていた。どのように扱えばよいか。

A 1 財務書類の作成の目的に併せて、連結の考えなどに留意して適切に対応してください。

Q 2 市町村合併をした、全体で焼却施設3施設、不燃物処理施設、資源化施設などを所有することになった。収集は直営であったが、18年度（19年3月12日）より委託に変更した。どのように扱うか。

A 2 3月12日以降の委託費を共通の物件費として扱うことでも問題はありません。

Q 3 以下のケースの収集運搬部門は委託か直営か。

- ・コンテナは町有
- ・駐車場は町有
- ・作業は委託（シルバー人材センター）。委託費には、人件費や車両損料、施設損料などが含まれる（つまり、車両、施設は委託先所有）。

A 3 支援ツールを活用する場合は、直営として入力してください。基準に照らすと、それぞれ町有のものは町有、委託のものは委託となります。

Q 4 粗大ごみを中間処理（破碎）し、分別して得られる金属を有償引渡をしている。この廃棄物が対象となる作業部門区分は何か。

A 4 収集運搬部門、および、中間処理部門（中間処理（破碎））です。資源化部門、最終処分部門の対象となりません。

Q 5 廃乾電池や蛍光灯を遠方のリサイクルする業者へ委託している。委託先の業者はこれらを破碎している。これは資源化か中間処理（破碎）か。

A 5 中間処理（破碎）としてください。

Q 6 燃やさないごみや粗大ごみを破碎し鉄を分別する作業は資源化にあたるか。

A 6 中間処理となります。

Q 7 最終処分部門への投入物は焼却残渣（灰）に限るか。

A 7 限りません。

Q 8 大阪湾フェニックス計画への埋立は、最終処分部門の委託にあたるか。

A 8 ご理解のとおりです。

Q 9 減価償却資産の取得にあたり複数年にわたり支出した場合、どのように、整理するか。

A 9 竣工までは資産・負債一覧において建設仮勘定として把握します。費用化はされません。竣工後は、減価償却資産として、減価償却費が費用となります。

Q 10 構成自治体の足並みが揃わないと、一部事務組合が財務書類を作成する意義は薄いと考える。構成自治体の求めに応じて情報提供をするというスタンスでも構わないか。

A 10 会計基準に基づき財務書類を作成し、財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者にも事業の理解を得るために意義のあることです。この意義を理解の上、積極的に財務書類を作成し、効率化の推進を図っていただくことを期待します。

一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツールに関する FAQ

(よくある質問集)

(ver1.0 080530)

ツール

Q 1 (全般) ツールの電子ファイルは公開されているか。

A 1 環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html) よりダウンロードできます。

Q 2 車両は耐用年数が短く、数量も多いので、別途のシートで管理するのが適切であると考えがいかがか。

A 2 ご指摘の点については、支援ツールのバージョンアップの際に、検討します。

Q 3 一部にデータが入力されているようだが、どのようにすればよいか。

A 3 お手数ですが、一度、クリアしてご利用ください。
また、データの入力されていないものを環境省 HP 上に掲載しましたので、ご利用ください。

Q 4 減価償却資産については、国庫支出金等について入力し、行政コスト計算書に反映されるが、建設仮勘定に係る国庫支出金は入力等の必要はないか。

A 4 現行の支援ツールにおいては、建設仮勘定にかかる国庫支出金を入力する仕様としていません。竣工時に一括計上することになります。
ご指摘の建設仮勘定に係る国庫支出金への対応については、バージョンアップの際に検討いたします。

Q 5 入力・削除したデータが計算に反映されない。どのようにしたらよいか。

A 5 基本的には、全てのファイルを同時に開いて作業し、計算方法を自動に設定するか、手動に設定し必要なタイミングで再計算を実行してください(F9を押す)。

Q 6 中間処理量については、焼却と破碎のうち大きい方を中間処理量として算定しているが、破碎を経て焼却される廃棄物や、焼却のみとなる廃棄物、破碎のみとなる廃棄物など様々なケースが想定される。このようなケースも適正に計算されるか。

A 6 複雑なケースについては、カスタマイズしていただく必要があります。そ

の旨はマニュアルに明記します。

1～4. 原価計算

Q 7 (1～4.原価計算.xls シート 1 E7) 人口はいつ時点のものを用いるか。

A 7 年度内であれば、いつ時点でも結構です。一般的には、3/31、10/1 時点の人口などが用いられることを想定しています。毎年、一定時期のものを採用していただければ問題ありません。

Q 8 (1～4.原価計算.xls シート 1 K11) 1 貴市町村の概要記入欄中 (8) の郵便番号を記入すると、0 が表示されない。セルの書式設定を変更してよろしいか。

A 8 変更していただいて結構です。

なお、現在、ご指摘の部分の書式設定を修正したものを環境省 HP 上に掲載しています。

Q 9 (1～4.原価計算.xls シート 2 C10) 当市では、中間処理 (焼却) について直営で運営していますが、発生した焼却残渣の最終処分場までの運搬については、民間委託して実施している。

会計基準 5 ページの表 1-1 によれば、中間処理後に発生した焼却残渣の運搬は中間処理部門に入ると定義されているが、上述のような場合、「1～4. 原価計算.xls、2.sheet」の(2)中間処理部門の民間委託の行に、焼却残渣が発生する品目について「1」を入れなければならないか。

A 9 残渣等の運搬は前工程に含まれるため、ご質問のケースでは直営扱いとなります。従って、民間委託の行には「1」を入力しないでください。

ご質問のケースの委託費は、収集運搬部門の直営のシートの物件費として、適切なセルに入力してください。

Q 10 (1～4.原価計算.xls シート 2 C10,C13) 当市では、空き缶や紙などの資源物について、資源化は民間委託で実施していますが、処理過程で発生した残渣は直営で (市の施設で受け入れて) 焼却処理及び埋立処理している。

このような場合、「1～4. 原価計算.xls、2.sheet」の(2)中間処理部門の直営の行、及び、(3)最終処分部門の直営の行に、資源化処理後の残渣を受け入れている品目についてはそれぞれ「1」を入れなければならないか。

A 10 ご理解のとおりです。

Q 1 1 (1~4.原価計算.xls シート 2 J10) 当組合は、複数の R D F 製造施設組合で製造された R D F を焼却し、熱エネルギーを利用した発電や、溶融炉において灰のスラグ化などを行っている。(2) 中間処理部門では、R D F を①燃やすごみとして「1」入力でよいか。

飛灰等の焼却残渣の最終処分を民間に委託しているが、(3) 最終処分部門の中の廃棄物種類のどの項目に入力するのか。

スラグ化は(4) 資源化部門の中の、どの廃棄物種類に入力するのか。

A 1 1 1 点目については、ご理解のとおり「①燃やすごみ」として入力します。

2 点目については、1 点目と同様、「①燃やすごみ」として入力します。

3 点目については、現行の一般廃棄物会計基準ではスラグ化は資源化ではなく、中間処理となります。

Q 1 2 (1~4 原価計算.xls シート 2 AB9) 現在、当市は飲食用の空き缶(アルミ・スチール)・空き瓶(すべて)での収集を行っている。その際に、チェックする欄としては「その他資源」にチェックをするのか。

また、同様に不燃ゴミ・粗大ゴミについても混載しての収集を行い、焼却場にて分別等の作業を行っている。ごみの計量は「不燃ゴミ」で計上しているののでこの際は「不燃ゴミ」だけにチェックすればいいか。

A 1 2 「空き缶(アルミ・スチール)・空き瓶」を一括して分別収集している場合、引渡量などで収集運搬量を推定できるなどの状況であれば、「アルミ缶」「スチール缶」「茶色びん」「無色びん」「その他色びん」としてはいかがでしょうか。「その他資源」とするのが、貴市の一般廃棄物会計への取り組み目的に合致するのであれば、そのようにすることも問題ありません。

同様に不燃ごみ・粗大ごみについても、不燃ごみに統一することで、貴市の目的に合致するのであれば、問題ありません。

Q 1 3 (1~4.原価計算.xls シート 2) 以下のケースではどのような整理となるか。

- ・ 中間処理(焼却)後、磁選し鉄を選り分けている。
- ・ 残った残渣は路盤材に活用している。

A 1 3 基準では、資源化ではなく、中間処理部門に入力してください。主目的が中間処理であるからです。これは、中間処理施設における資源化を否定するものではありません。財務書類作成上、現時点では上述のとおり整理していると理解してください。なお、シート 4. に必要事項は入力してください。

Q 14 (1~4.原価計算.xls シート 2) 剪定枝は持ち込みのみを受け入れている。また、剪定枝だけを処理する「剪定枝資源化センター」が存在する。このようなケースでは、収集運搬部門ではいずれの主体もチェックされず、資源化のみチェックされるということでしょうか。

A 14 ご理解のとおりで結構です。

Q 15 (1~4.原価計算.xls シート 2) 例えば、白色トレイは収集していないが、作業の実施主体欄はどのようにすればよいか。

A 15 空欄としてください。

Q 16 (1~4.原価計算.xls シート 2) 市有している最終処分場の運営・管理を委託している。この場合、作業の実施主体はどのように整理すればよいか。

A 16 現行の支援ツールを利用する場合には、「直営」としてください。

Q 17 (1~4.原価計算.xls シート 2) 品目区分別、作業部門別に「民間委託」「一部事務組合」「直営」の3つの欄があるが、一つずつ選択するのか。

A 17 複数入力することもあります。該当がなければ、一つも入力しないケースもあります。

Q 18 (1~4.原価計算.xls シート 2) 当方は一部事務組合である。シート 2 の入力にあたってはどのように入力すればよいか。

A 18 貴組合自身の作業については、「直営」としてください。民間に委託している場合は「民間委託」、貴組合以外の組合に委託している場合は「一部事務組合」を選択してください。

Q 19 (1~4.原価計算.xls シート 3 D7) 収集運搬量等を廃棄物種類に分類することに関し質問する。

1. 容器包装ごみとしてペットボトル、白色トレイ、紙パックを収集しています。収集量は57ト。ペット等の資源化量は42ト。差が15トあるが、この差は燃やすごみとして計上するのか、その他のごみで計上するのか、それとも資源化量の割合で収集量を按分するのか。

2. 家電4品目の回収をしているが、粗大ごみとして計上すればよいのか。

A 1 9 ・ 1. について

収集品目別に歩留まり（収集量に対する資源化量の割合）を把握している場合には、歩留まりに基づいて収集量をペットボトル、白色トレイ、紙パックに配分するのが適切と考えられます。また、歩留まりを把握していない場合には、資源化量の割合で収集量を按分するのが適切と考えられます。その他の状況に応じて適切な方法で配分してください。

・ 2. について

家電ルートで指定場所に運搬する場合は、「⑩その他資源」としてください。自治体が処理する場合は、実状にあわせて、「③粗大ごみ」「⑩その他資源」「⑪その他のごみ」などから、自治体のご判断により選択してください。

Q 2 0 （1～4.原価計算.xls シート 3 F93）粗大ごみについては、破碎後選別し、焼却又は資源化している。この場合、中間処理破碎量は各プロセスの合計数という考え方でよろしいか。

A 2 0 ご理解のとおりです。

Q 2 1 （1～4.原価計算.xls シート 3）燃やすごみと可燃性の粗大ごみの量は把握しているが、不燃性の粗大ごみの量は把握していない。シート 3の入力においては、どのように対応すればよいか。

A 2 1 可能な限り精緻に入力してください。今後は不燃性の粗大ごみの量についても把握する方向でご検討ください。

Q 2 2 （1～4.原価計算.xls シート 3）例えば、ある廃棄物が、まず中間処理（破碎）され、その後、一部は資源化に、一部は中間処理（焼却）に、一部は埋立に回された場合、これらは数量として重複するように入力するのか。

A 2 2 ご理解のとおりです。

Q 2 3 （1～4.原価計算.xls シート 3）集団回収に関する入力個所はシート 3.の(4)から始まるのか。

A 2 3 ご理解のとおりです。

Q 2 4 （1～4.原価計算.xls シート 3(2)(3))ある廃棄物区分について、全量を資源化している場合で、残渣が発生している。残渣量を入力する必要があるか。

A 2 4 ご理解のとおり入力することが必要です。中間処理（焼却）や埋立処分

量（処理残さ埋立量）の対象になると考えられます。

Q 2 5 （1～4.原価計算.xls シート 3(2)(3)）埋立処分量の入力欄があるが、この量は原価算定上、どのように使用されるのか。

A 2 5 最終処分部門における処分量あたりのコストの算出に使用します。

Q 2 6 （1～4.原価計算.xls シート 3(2)(3)）複数のプロセスに連続的に投入される廃棄物については、重複して計上されることになるが、このような理解でよろしいか。

A 2 6 ご理解のとおりで結構です。

Q 2 7 （1～4.原価計算.xls シート 3.4）シート 3.における「資源化量」とシート 4.における「資源化量」とは同一か、異なるか。

A 2 7 入力内容は異なります。シート 3.における「資源化量」は資源化部門への投入量を入力します。シート 4. はシート中に記載のあるように「引渡量」を入力します。

混乱を避けるため、シート 4. の名称を「資源化量」から「引渡量」に変更しました。

Q 2 8 （1～4.原価計算.xls シート 4）燃やさないごみ、粗大ごみを破砕し、分別されるアルミや鉄について売り払っている。この場合、いずれの個所に入力するか。

A 2 8 シート 4. の「(2) 民間事業者への引渡量のうち、家庭系資源の量」、「(3) 民間事業者への引渡量のうち、事業系資源の量」の適切な個所に入力してください。

5. 原価計算

Q 2 9 （5.原価計算.xls シート 5.1.5.6）収集運搬は委託と直営である。この収集運搬に関し、一括委託により資源ごみの持ち去りパトロールを実施している。この委託料の入力はどのようにすればよいか。

A 2 9 行政コスト計算書の、「(1) 経常費用」－「経常業務費用」－〈その他〉に入力してください。

Q 3 0 (5.原価計算.xls シート 5.3) 例えば、2001 年竣工した減価償却施設について、2007 年度の財務書類を作成する場合、「(6)建設からの経過年数」は何年となるか。

A 3 0 7年です。竣工した年を1年として含めるため、6年でない点に留意してください。

Q 3 1 (5.原価計算.xls シート 5.3) 地区別に収集回数が異なるがどのように入力すればよいか。

A 3 1 回収回数が同一の地区ごとに収集区分を設定し入力いただいても構いません。収集区分を集約する場合には、収集回数を収集区分の平均値としてください。

Q 3 2 (5.原価計算.xls シート 5.4) 出勤回数はいくつでよいか。

A 3 2 ご理解のとおりです。

Q 3 3 (5.原価計算.xls シート 5.4) シート 5.4 (1)出勤回数の定義はどのようなものか。

A 3 3 年間の全車両の延べ出勤回数の合計です。

Q 3 4 (5.原価計算.xls シート 5.5) 収集当日の朝に、コンテナを配布し、当日、コンテナと共に資源物を回収している。この場合、「使用あり」との理解でよろしいか。

A 3 4 ご理解のとおりです。

Q 3 5 (5.原価計算.xls シート 5.5) びん用コンテナは 15 年、カン用コンテナ(自立式のネット)は 10 年としている。今回、財務書類を作成する対象年度において、これらの買い増しを行っているが、どのように入力すればよいか。

A 3 5 買い増し分を区分できれば、そのように入力してください。できなければ、同一耐用年数ごとなどで集約し入力してください。

Q 3 6 (5.原価計算.xls シート 5.6) コンテナの配布にシルバー人材を活用しているが、シート 5.6 の「(3)コンテナ等の委託に係る委託料」はゼロでよいか。

A 3 6 作業を依頼するに当たり費用を支払っていなければ、ご理解のとおりで結構です。

Q 3 7 (5.原価計算.xls シート 5.8 K9 等) 当該欄においては、減価償却中の資産(車両)のみの台数を入力すればよいか。その場合、シート「5.8」記載の台数と、資産・負債一覧 別紙 1 に記載の台数とが一致しないが構わないか。

A 3 7 ご理解のとおりの入力方法で結構です。また、シート「5.8」と資産・負債一覧 別紙 1 とに記載される台数が互いに一致しなくても構いません。

Q 3 8 (5.原価計算.xls シート 5.8)シート 5.8 における入力対象車両は減価償却中のものだけでよいか。

A 3 8 ご理解のとおりです。ただし、資産・負債一覧には、使用中の全車両を入力する必要があります。

Q 3 9 (5.原価計算.xls シート 5.8)シート 5.8 において入力対象となる車両は減価償却中の車両のみか。

A 3 9 ご理解のとおりです。

マニュアル p. 19 「(1)収集運搬車両台数」においては、「予備の車両や既に減価償却期間を過ぎた車両、コンテナ等を配布する際に利用する車両なども含めた台数としてください。」とありますが、減価償却期間を過ぎた車両については、シート 5.8 では、入力せず、資産・負債一覧.xls のシート 13.2 に入力してください。”

Q 4 0 (5.原価計算.xls シート 5.8)「(6)車両に係る物件費：車両の減価償却費」 $= (2) \div (3)$ となっており、耐用年数を越えて保有する車両の減価償却費も毎年、原価計算対象経費として計上されることになるが、よろしいか。また、これは(資産・負債一覧)ファイルとも整合がとれないが問題ないか。

A 4 0 ご指摘のとおり、減価償却中の資産のみを費用の対象としてください。マニュアルでは、「5.8 直営 ~ 車両に係る物件費① ~ (5.8 sheet)」(19 ページ)において、全車両を入力するという説明になっているため、関連項目を含めて修正します。(Q 3 8、Q 3 9 もご覧ください)

Q 4 1 (5.原価計算.xls シート 5.8)「雇上げ」と「委託」の違いは何か。

A 4 1 例えば、積み込み作業を自治体職員が行い、運転手と共に車両を借りる

場合などが雇上げです。

Q 4 2 (5.原価計算.xls シート 5.10 E8) 自治体正職員の人件費と臨時職員等の人件費の合計値は把握している。合計値をまとめて自治体正職員の人件費の欄に入力して構わないか。

A 4 2 支援ツールにより作成される財務書類上では問題は生じません。ただし、ファイル「基礎データ.xls」内では、正職員の人件費と臨時職員の人件費を区別して入力することとなるので、その点、ご注意ください。自治体正職員人件費と臨時職員等人件費を区分できる場合は、区分して入力してください。

Q 4 3 (5.原価計算.xls シート 5.10 E15-E16) 本市では、退職給付引当金を算定しており、現時点で、全職員が退職した場合に必要な退職金総額が明らかになっているので、この額を、「退職給付引当金繰入額」として入力する。また、想定勤続年数としては、今の職員の平均年齢が 44 歳、定年が 60 歳なので、差し引き 16 年を入力する。以上の考え方で問題ないか。

A 4 3 支援ツールでの基本的な考え方としては、平均的な入庁年齢と定年年齢の差を想定勤続年数とし、定年退職した場合の退職金を想定退職金としています。現実的には全員が定年まで勤務することは考えられませんので、やや高めに算定している可能性があり、そのことをご理解の上、入力してください。貴市の考え方をベースにするのであれば、想定退職金としては、貴市の「退職給付引当金」で問題ありませんが、想定勤続年数としては、その引当金を確保するのに要した期間相当の年数、つまり平均的な入庁年齢と現職員の平均年齢の差を入力すべきです。

Q 4 4 (5.原価計算.xls シート 5.10 G10) 臨時職員等の(3)合計労働時間は、収集運搬作業をしている時間数を入力するのか、あるいは、収集運搬作業をしていない労働時間を含む全労働時間を入力するのか。

A 4 4 全労働時間を入力してください。

Q 4 5 (5.原価計算.xls シート 5.10 G10) 合計労働時間は財務書類の作成において、どのように用いられるのか。

A 4 5 財務書類上の数値には影響しません。整合確認のための入力項目です。

Q 4 6 (5.原価計算.xls シート 5.10 G10) シート 5.10 において入力する合計労

働時間と、シート 5.4 において自動計算される「のべ収集運搬時間（人・時/年）とは、整合する必要があるか。

A 4 6 労働時間には、収集運搬に係る時間以外の時間も含むので、一致する必要はありません。ただし、合計労働時間はのべ収集運搬時間よりも長いか等しくなるはずで、この点においては整合する必要があります。
なお、シート 5.4 の収集運搬時間 と、シート 5.9 の合計稼働時間 とは、数値が一致する必要があります。

Q 4 7 （5.原価計算.xls シート 5.10） 本市においては、粗大ごみの収集に関し、「粗大ごみ受付センター」を設置し、電話で粗大ごみの回収に関する受付業務を直営で行っている。この人件費もシート 5.10 の人件費に入力することによってよいか。

A 4 7 ご理解のとおりの入力方法で結構です。ただし、この入力方法の場合、「粗大ごみ受付センター」に係る人件費は、特定の品目の廃棄物（粗大ごみ）で要している費用だと考えられますが、積載区分の状況に応じて、粗大ごみ以外の廃棄物種類にも配賦されることをご理解ください。
特定の品目の廃棄物（粗大ごみ）の費用とする場合は、ファイル「基礎データ.xls」のシート「収直・人」をカスタマイズしていただくことにより対応していただくこととなります。具体的には、シート「収直・人」236行（正職員人件費）、239行（臨時職員人件費）、242行（退職給付引当金繰入額）において、該当額を加えていただくこととなります。

Q 4 8 （5.原価計算.xls シート 5.11 E9:M5） 施設に係る物件費については総額と内訳割合を入力することになっている（「土地」「施設」「装置」「重機」「その他」）。造成工事、外溝工事、雨水管などはいずれの内訳とすればよいか。
「施設」「装置」「重機」の内容を勘案して内訳を整理すべきか、あるいは、減価償却期間を考慮して内訳を整理すべきか、あるいは、その他の考え方によるべきか。
なお、本市では、施設 50 年、装置 17 年、重機 5 年の減価償却期間を用いることを想定している。

A 4 8 支援ツールでは、ご質問の造成工事、外溝工事、雨水管については、施設として、入力してください。

Q 4 9 （5.原価計算.xls シート 5.11） 国庫支出金、都道府県支出金の入力は必須か。双方から支出を受けている場合はどのように入力するか。財務書類作成にはどのように影響するか。

A 4 9 1点目：必須です。

2点目：合計額を入力し、国庫と都道府県の双方に1を入力してください。

3点目：行政コスト計算書の経常移転支出に反映されます。

Q 5 0 (5.原価計算.xls シート 5.11) 収集運搬部門に係る事務用品購入費や旅費はいずれの個所に入力するか。

A 5 0 施設を特定できる場合には、シート 5.11 に、特定できない場合には、5.12 に入力してください。

Q 5 1 (5.原価計算.xls シート 5.11) 収集事務所において車庫を単独で整備した。これはいずれの個所に入力するか。

A 5 1 シート 5.11 に入力してください。

Q 5 2 (5.原価計算.xls シート 5.11) 収集作業担当職員の詰め所において、安全衛生のための業務委託を行っているこの委託費はいずれの個所に入力するか。

A 5 2 ご質問の点につきましては、シート 5.11 の「(4)特定の施設に係る物件費」に入力してください。

Q 5 3 (5.原価計算.xls シート 5.11) 資産取得のための国庫支出金等を減価償却費のように経常移転収入として計上するためには、支出金の対象も区別して入力すべきではないか。(シート 6.3、シート 7.3 も同様)

A 5 3 ご理解のとおりです。一般には、そのように算定する方が、より精緻な書類を作成できます。

一方、支援ツールでは、支出金の対象が不明な自治体でも活用できるように入力項目を一部簡略化しています。

このため、支援ツールを活用する場合は、施設の入力欄の数に余裕があれば、支出金ごとに施設を分割して入力することにより、精緻な書類を作成することも可能です。

今後の支援ツールのバージョンアップに関する検討において、ご指摘点についても考慮していきたいと思っております。

Q 5 4 (5.原価計算.xls シート 5.12 C12) 収集は直営と委託とで実施している。直営と委託に係る全ての支出額を入力すればいいか？

A 5 4 委託に係る分を区分できる場合には、委託分についてはシート 5.1 に入

力してください。

Q 5 5 (5.原価計算.xls シート 5.12) 収集運搬部門について、車両は市のリースによる調達、作業は委託となっている。基本的には直営として整理し、委託額については、「5.12 共通の物件費」に入力することでよいか。

A 5 5 委託費を施設（例えば、市有車両の駐車場など）ごとに整理できない場合は、ご理解のとおりで結構です。

委託費を施設ごとに整理できる場合は、シート 5.11 の「(4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、業務委託料等）」に入力してください。

Q 5 6 (5.原価計算.xls シート 5.12) 収集運搬部門について、車両は市有、作業は委託となっている。基本的には直営として整理し、委託額については、「5.12 共通の物件費」に入力することでよいか。

A 5 6 委託費を施設（例えば、市有車両の駐車場など）ごとに整理できない場合は、ご理解のとおりで結構です。

委託費を施設ごとに整理できる場合は、シート 5.11 の「(4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、業務委託料等）」に入力してください。

Q 5 7 (5.原価計算.xls シート 5.12(5.13)) シート 5.12 の「5.13 一般廃棄物種類全般に係る経費」の対象はどのような費用か。

A 5 7 対象施設を特定できない公債利子などです。

Q 5 8 (5.原価計算.xls シート 5.12(5.13)) 車両購入の際に起債している。この起債に係る公債利子はいずれの個所に入力するか。

A 5 8 ご質問の点につきましては、施設を特定できる場合は、シート 5.11 の「(5)特定の施設に係る経費」に、特定できない場合には、シート 5.12 の「5.13 一般廃棄物種類全般に係る経費」に入力してください。

Q 5 9 (5.原価計算.xls) 収集運搬部門についても建屋など追加投資の可能性はあるが、入力欄がない。是非、設けて欲しい。

A 5 9 ご指摘の点については、支援ツールのバージョンアップの際に、検討します。

Q 6 0 (5.原価計算.xls) 収集運搬について、施設、備品等は公有であり、作業を

委託している。この場合は、委託にあたるか、直営にあたるか。

A 6 0 支援ツールでは、「直営」として入力し、委託料は「物件費」として入力してください。会計基準の扱いとしては、作業部分は委託です。

Q 6 1 (5.原価計算.xls) 資源物の抜取り対策のためパトロールを実施している。この費用はどのように入力すればよいか。

A 6 1 ご指摘の費用は、非原価項目であり、行政コスト計算書の、「(1) 経常費用」－「経常業務費用」－〈その他〉にて整理してください。

6. 原価計算

Q 6 2 (6.原価計算.xls シート 6.1 AA14-AD14) 当市では、中間処理（焼却）について直営で運営している。一方、発生した焼却残渣の最終処分場までの運搬については、民間委託して実施している。

6. 原価計算.xls、6.1sheet」には焼却灰運搬委託の費用や運搬量を入力して差し支えない（原価計算に不整合を生じない）か。

A 6 2 シート「6.1」ではなく、シート 6.3 の「(4) 特定の施設に係る物件費」に入力してください。

Q 6 3 (6.原価計算.xls シート 6.1) 中間処理について、6 番目以降の委託業者につき入力したものが、原価計算に反映されない。(基礎データ-委処) ファイルにおいて、未対応ではないか。

A 6 3 ご指摘のとおり、シート「委処」にて、一部、数式の修正が必要です。

具体的内容は、修正一覧にお示しします。

例えば、セル D163 では、「=SUM(D153:D157)」となっておりますが、正しくは、「=SUM(D153:D162)」となります。合計範囲の最後が、157 行ではなく、162 行となります。E 列～X 列も D 列と同様です。

現在は、数式を修正したものを環境省 HP 上に掲載しています。

Q 6 4 (6.原価計算.xls シート 6.2(3)) シート 6.2 「(3)処理・処分方法」欄の入力について、中間処理（焼却）と中間処理（破碎）はいずれか一方のみを選択する必要があるか。

A 6 4 一体的に焼却施設と破碎施設を整備している場合でも、行を分けて、そ

れぞれ区分して入力してください。同じ行で複数の処理・処分方法を選択することはできません。

Q 6 5 (6.原価計算.xls シート 6.3 D8) 施設名称欄は、施設名称ごと、耐用年数ごとに記入しなければならないかと思いますが、施設数が 10 を超える場合は、どのように記入したらよいか。

A 6 5 現行の支援ツールをご利用になる場合は、お手数ですが、入力施設数が 10 となるように集約してください。

Q 6 6 (6.原価計算.xls シート 6.3 18,19) 本市の中間処理施設は 2 棟あり、昭和 50 年と平成 3 年に建てた。土地については市の土地であったため、購入金額が不明である。また、当時の地価で計算する場合、両棟の時期が異なるため、新しい施設を建てた時と元の施設を建てた時の土地の価格を別々に計上すべきか。あるいは、土地代を含めないという方法も認められるか。

A 6 6 事業費総額には、土地代を含めて入力してください。土地の価格の算定は、取得時でも、建設時でもいずれでも結構です。

Q 6 7 (6.原価計算.xls シート 6.3 08-022) 重機は施設、装置に比較して耐用年数が短期であり、施設整備時に導入した重機は残っていない。この場合、どのように入力すればよいか。

A 6 7 施設整備時の重機が残っていないとのことなので、減価償却も終了しているという前提で回答します。減価償却費に影響しないので、重機は捨象して入力して構いません。なお、現在使用している（減価償却中の）重機については、シート「6.5」の追加投資に入力する必要があります。

Q 6 8 (6.原価計算.xls シート 6.3) 本市の場合、施設、装置、重機の整備費の絶対額を把握しているので、割合を入力する方式では、割合を計算する手間を要するので、絶対額入力方式もご検討いただきたい。

A 6 8 今後、支援ツールのバージョンアップに当たっては、絶対額入力方式への対応についても検討します。

Q 6 9 (6.原価計算.xls シート 6.3)「(4)特定の施設に係る物件費」に、土地借料、有害物質測定・分析費は含まれるか。

A 6 9 一般廃棄物行政の実施に必要な費用であれば、対象となります。

Q 7 0 (6.原価計算.xls シート 6.3) 小動物の死体の焼却施設を独立した施設として設置した。どのように扱うか。

A 7 0 市町村の廃棄物処理施設として一体的に財務書類作成の対象とする場合には、シート 6.3 などに入力してください。

Q 7 1 (6.原価計算.xls シート 6.3) だいぶ以前の事業については、国庫支出金や都道府県支出金の額を把握することができない。入力しなくともよいか。

A 7 1 ご理解のとおりで結構です。

Q 7 2 (6.原価計算.xls シート 6.3) 最終処分場について、土地は当市の所有ではない。設備投資は当市が行っている。起債もしており、公債利子も発生している。しかし、都合で固有名詞は載せない方針である。支援ツール利用上問題ないか。

A 7 2 ご理解のとおり、問題ありません。

Q 7 3 (6.原価計算.xls シート 6.3) 公有の中間処理施設について、運転管理を委託している。この委託料については、いずれの個所に入力するか。

A 7 3 シート 6.3 「(4)特定の施設に係る物件費(維持補修費、運転業務委託料等)」に入力してください。

Q 7 4 (6.原価計算.xls シート 6.3) 中間処理施設が立地している土地について、かなり以前に購入したもので取得価額が不明である。どのように入力すればよいか。

A 7 4 特段の理由がない限り土地は減価償却しないこともあり、ゼロ入力でやむを得ない。

Q 7 5 (6.原価計算.xls シート 6.3) 中間処理施設の敷地内の樹木等の剪定に係る費用についてはいずれの個所に入力するか。

A 7 5 (6.原価計算.xls シート 6.3) 当該費用が一般廃棄物処理行政実施のための費用であれば、シート 6.3 「(4)特定の施設に係る物件費(維持補修費、運転業務委託料等)」に入力してください。

Q 7 6 (6.原価計算.xls シート 6.3) 次のケースでは、輸送部分はいずれの個所に

入力するか。
中間処理を直営
中間処理から最終処分への輸送を委託
最終処分は直営

A 7 6 ご質問の点につきましては、シート 6.3 の「(4) 特定の施設に係る物件費（維持補修費、運転業務委託料等）」に入力してください。

Q 7 7 (6.原価計算.xls シート 6.3) 減価償却が終了している資産について、取得価額が不明である。入力する必要があるか。

A 7 7 今後の設備投資等の参考データになるなど、取得価額データを把握することは有用であると考えられるので、可能な範囲で入力してください。

Q 7 8 (6.原価計算.xls シート 6.3) シート 6.3「(4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、運転業務委託料等）」「(5)特定の施設に係る経費（公債利子等）」については、財務書類作成の対象年度分のみを対象とすればよいか。

A 7 8 ご理解のとおりです。

Q 7 9 (6.原価計算.xls シート 6.3) 事業費割合の合計値が自動計算されるが、合計値が 100%となるように入力する必要があるのか。

A 7 9 ご理解のとおりです。

Q 8 0 (6.原価計算.xls シート 6.3) 中間処理施設（焼却）と中間処理施設（破碎）を一体的に整備した。建物も一体である。どのように入力すればよいか。

A 8 0 適正な指標にて按分し、それぞれの事業費を算定した上で、ツールに入力してください。なお、適正な指標としては、専有面積などが想定されますが、施設の内容に応じて、より適切な按分方法を選定してください。

Q 8 1 (6.原価計算.xls シート 6.3) 土地取得費が不明な場合はどのように入力すればよいか。

A 8 1 土地取得費が不明な場合は、ゼロと入力してください。

Q 8 2 (6.原価計算.xls シート 6.3) 施設のうち装置と重機の区分が困難な場合は、どのように入力すればよいか。

A 8 2 減価償却期間を基準に区分してください。結果として装置のみ、あるいは、重機のみということになった場合は、それで結構です。

Q 8 3 (6.原価計算.xls シート 6.3) 閉鎖後の最終処分場については入力対象となるか。

A 8 3 入力対象となります。閉鎖後の最終処分場については、埋立量が発生しないため原価計算の対象となりませんが、資産管理の観点から入力対象としてください。また、管理に伴う費用は行政コスト計算書の対象となります。なお、最終処分場の減価償却方法として定額法を採用している場合、埋立終了時に残存価額がゼロでないケースがあり得ますが、その場合は、埋立終了時に残存価額を行政コスト計算書の特別損失としてください。

Q 8 4 (6.原価計算.xls シート 6.3) 廃掃法上、廃止した最終処分場については入力対象となるか。

A 8 4 廃棄物担当部署にて管理する部分が残る場合は入力対象となります。この場合、原価計算の対象となりませんが、資産管理の観点から入力対象としてください。また、当該最終処分場に関して費用が発生する場合は行政コスト計算書の対象となります。なお、最終処分場の減価償却方法として定額法を採用している場合、埋立終了時に残存価額がゼロでないケースがあり得ますが、その場合は、埋立終了時に残存価額を行政コスト計算書の特別損失としてください。

Q 8 5 (6.原価計算.xls シート 6.4 H15 等) 退職金支給額は、職種や勤続年数、退職形態（自主退職、定年退職）などで大きく異なるが、どのように考えればよいか。

A 8 5 各要素を勘案した上で平均的と考えられる額を入力してください。

Q 8 6 (6.原価計算.xls シート 6.4 I15) 想定退職金の単位として「円/年」と表示されているが、「円/人」か。

A 8 6 申し訳ございません。ご指摘のとおりです。
ご指摘の部分を修正したものを環境省 HP 上に掲載しました。

Q 8 7 (6.原価計算.xls シート 6.4) 想定退職金および勤続年数については、対象年度に一般廃棄物処理担当部署に在籍している職員を対象に考えるのか。

A 8 7 自治体全体の平均的な値とご理解ください。

Q 8 8 (6.原価計算.xls シート 6.5 C17) 追加投資の件数が多く、No. 1の施設だけで何件も行数が追加で必要となる場合は、どのように設定を変更すべきか。

A 8 8 行数内に収まるように、減価償却の状況などをご勘案の上、集約してください。本体施設の入力欄に余裕がある場合は、本体施設を便宜的に複数に分割し、分割した施設に追加投資を割り振るという方法も考えられます。なお、ご指摘を踏まえ、入力行数を増やすことについては、支援ツールのバージョンアップを行う中で検討します。

Q 8 9 (6.原価計算.xls シート 6.5) 追加投資は、施設に係るもの、装置に係るもの、重機にかかるものなど多数あり、一施設あたり 5 件の入力欄では不足するが、どのように入力すればよいか。

A 8 9 追加投資の内容や投資年度、想定耐用年数などを勘案して 5 件に集約して入力します。それが困難であれば、シート「6.3」において施設を入力する際に、同一施設を便宜的に 2 つに区分して入力し、これらに対する追加投資として入力することで 10 件までの追加投資を入力することが可能です。

Q 9 0 (6.原価計算.xls シート 6.5) 竣工当初は借地していた施設について、後に土地を購入した。どのように扱うか。

A 9 0 追加投資として扱ってください。なお、減価償却しなければ、耐用年数は入力する必要はありません。

Q 9 1 (6.原価計算.xls シート 6.5) 追加的に購入した、中間処理施設内で使用する車両（ダンプ、フォークリフトなど）の購入費はいずれの個所に入力すればよいか。

A 9 1 ファイル「6.原価計算.xls」 シート「6.5」の追加投資として入力してください。

Q 9 2 (6.原価計算.xls シート 6.6) 中間処理部門、最終処分部門は一部事務組合でしていますが、その場合は何を入力するのか。

A 9 2 ご質問のケースでは、入力の必要はありません。ご質問のケースでは、中間処理、最終処分に係る支出につきましては、シート 6.1 に入力してく

ださい。

Q 9 3 (6.原価計算.xls, シート 6.1、7.原価計算.xls シート 7.1) 入力行数が大幅に不足している。追加することは可能か。

A 9 3 行の追加にあたっては、参照するセルの範囲などに注意し、支援ツールが適正に算定することを確認しつつ行ってください。
今後、支援ツールのバージョンアップの際には、フレキシブルな入力について検討します。

Q 9 4 (6.原価計算.xls, シート 6、6 7.原価計算.xls シート 7.7) 中間処理部門と資源化部門に共通する「共通の物件費」が存在するが、これはどのように対応すればよいか。

A 9 4 適切な指標にて按分し、それぞれの共通の物件費を算定した上で、ツールに入力してください。なお、指標としては、専有面積などが想定されますが、共通の物件費の内容に応じて、より適切な按分方法を選定してください。

Q 9 5 (6.原価計算.xls, シート 6、8~11.原価計算.xls シート 8)シート 6.4 や シート 8.などで退職金支給額等を入力するが、これらは整合している数値か。

A 9 5 ご理解のとおりです。

7. 原価計算

Q 9 6 (7.原価計算.xls シート 7.4) 同一職員が中間処理と資源化を兼務している場合、人件費の対象人数はどのように考えればよいか。

A 9 6 それぞれの部門での勤務時間などで按分してください。人数は小数表記になっても構いません。

Q 9 7 (7.原価計算.xls シート 7.6) 公有の資源化施設において作業を全て委託している場合、のべ稼働時間はゼロでよいか。

A 9 7 実際の「のべ稼働時間」を入力してください。ただし、自治体の正職員の人件費が発生していなければ、入力の必要はありません。

Q 9 8 (7.原価計算.xls シート 7.6) 市有施設において委託先が作業する場合、シート 7.6 の「(3)のべ稼働時間」の入力はどのようにすればよいか。

A 9 8 委託先の作業員の「のべ稼働時間」を入力してください。ただし、自治体の正職員の人件費が発生していなければ、入力の必要はありません。

Q 9 9 資源化ごみの処理をすべて委託業者に委託している。一部、夾雑物として、燃やすごみとして、中間処理施設（焼却工場）に搬入している。この場合の入力方法をご教示いただきたい。

A 9 9 資源化分は、資源化のファイル（7.原価計算.xls）に入力してください。
また、中間処理（焼却）は、中間処理・最終処分部門のファイル（6.原価計算.xls）に入力してください。
また、ファイル「1～4.原価計算.xls」では、シート 2.、シート 3. に必要事項を入力する必要があります。

8～11. 原価計算

Q 1 0 0 (8～11.原価計算.xls シート 8 K7) 人員数（セル E7 等）複数人の場合の想定勤続年数は、どの様に入力すればよろしいか。

A 1 0 0 入庁時の平均的な年齢や退職時の平均的な年齢等を勘案して想定勤続年数を設定してください。

Q 1 0 1 (8～11.原価計算.xls シート 8 G33) 本市では隣接の市と可燃ごみの広域的処理を行っており、隣接の市の可燃ごみを受託し、受託量によって算出した受託料金を隣市から受け取っている。この受託料の中には、原価計算の対象外である余熱利用施設の費用なども含まれている。上記シートの受託収入の欄に受け取っている金額を入力すると、対象外の余熱利用施設の費用も原価計算に計上されてしまうことになる。余熱施設利用分のみを抜き出すことが困難な場合の基準はあるか。

A 1 0 1 お尋ねの基準はありません。

貴市の判断で区分してください。

なお、ごみ処理の受託料部分については、受託料収入として入力してください。また、余熱利用施設の費用分は行政コスト計算書の注記に記載してください。

Q 1 0 2 (8~11.原価計算.xls シート 8 G33) 本市では隣接の市と可燃ごみの広域的処理を行っており、隣接の市から受託料金を年度に 2 回、多めの金額を受け取り、次の年度に精算して過剰金額について返金するという形を取っている。そのため、平成 18 年度の原価計算を行う場合の受託事業収入について、平成 18 年度に受け取った受託料金についての精算金の支払が行われるのは平成 19 年度になってからとなる。

この場合、平成 18 年度の原価計算を行う際には、19 年度になってからの精算金支払と合わせて計算していいか。

A 1 0 2 原則としては、ご理解のとおり精算金支払後の金額を基に算定してください。

Q 1 0 3 (8~11.原価計算.xls シート 8 C33-D34) シート 8.における収益には、シート 4. にて入力する「(5)引渡時の売却額 (管理部門：その他の業務収益：資源売却収入)」に該当する額は含めないものと考えてよいか。

A 1 0 3 ご理解のとおりです。

Q 1 0 4 (8~11.原価計算.xls シート 8 C33-G34) 広域連合の構成自治体から受取っている分担金の入力は、ファイル 8~11.原価計算.xls のシート 8. の収益欄に行えばよいか。

A 1 0 4 ご理解のとおりです。

Q 1 0 5 (8~11.原価計算.xls シート 8) 管理部門業務と行政コスト計算書対象となる業務 (例えば、各種許認可業務) とで、共通的に使用している備品等に係る物件費が発生している。この費用については、どのように入力すればよいか。

A 1 0 5 管理部門業務と行政コスト計算書対象となる業務の職員人数など適切な指標により按分し、管理部門分を算定し、これをシート 8. に入力してください。また、行政コスト計算書の対象となる費用については、ファイル「行政コスト計算書.xls」のシート「12.」の(1)経常費用、経常業務費用の<その他>に計上してください。

Q 1 0 6 当市は、家庭系ごみの有料化はまだ行っていないが、事業系一般ごみは有料収集を納付書払いで行っている。事業系の有料収集の歳入の入力箇所はどこか。(滞納繰越金、不納欠損金もある。)

A 1 0 6 ファイル「8~11.原価計算.xls」のシート「10.」の「(6) 指定袋やシ

ール等の販売による収益（管理部門：自己収入）」に歳入額を入力してください。

行政コスト計算書

Q 1 0 7（行政コスト計算書.xls シート 12 F100）支援ツールのファイル 行政コスト計算書.xls のシート 12. の経常移転収入については、X.原価計算.xls からのリンクにより算定されている。資産・負債一覧で建設仮勘定に該当する項目に関し国庫支出金等が含まれる場合、どのように対応すればよいか。

A 1 0 7 建設仮勘定の時点では費用化されないのので、竣工時点で施設自体を計上することになりますが、その際に国庫支出金等を算定し、考慮してください。

Q 1 0 8（行政コスト計算書.xls シート 12 F100）支援ツールのファイル 行政コスト計算書.xls のシート 12. の経常移転収入(セル F100)の計算式は適切か。

A 1 0 8 申し訳ありません。ご指摘のとおり年間当たりの額にするのが適正であり、修正が必要です。

早期に必要な場合には、個別対応いたしますので、事務局までご連絡ください。ご指摘の部分を修正したものを環境省 HP 上に掲載しました。

Q 1 0 9（行政コスト計算書.xls シート 12）セル番号（F8）：参照箇所が不適切ではないか。直営の人件費合計ではないか。

セル番号（F76）：合計値の算定式が不適切ではないか。

セル番号（F100）：経常移転収入欄には、各部門ごとの施設建設時の国庫支出金等の額が、毎年計上されることになるが適切か。減価償却部分を計上すべきではないか。

A 1 0 9 F8：ご指摘のとおりです。具体的内容は、修正一覧にお示しします。

F76：ご指摘のとおりです。F76 自体を正として不整合が生じないように修正します。具体的内容は、修正一覧にお示しします。

F100：ご指摘のとおりです。具体的内容は、修正一覧にお示しします。

Q 1 1 0（行政コスト計算書.xls シート 13.2 E26）一自治体として入力しているが、施設等の所有が一部事務組合の場合、どの様に入力すればよろしいか。一部事務組合の構成市町村の廃棄物処理割合、分担金の負担割合等で按分して入力すべきか。

A 1 1 0 (1) 自治体単独の財務書類を作成する場合

1) 事業費を負担している場合

・負担した事業費分を初期の有形固定資産として計上し、また減価償却してください。

2) 事業費を負担していない場合

・委託費として費用負担していると思われるが、この場合は、有形固定資産として計上する必要はありません。

(2) 連結の財務書類を作成する場合

・「基準」4ページ「1. 9 連結の手法」に従い、連結の財務書類を作成してください。”

Q 1 1 1 (行政コスト計算書.xls シート 13.2 F6) 当市では、収集運搬用車両を100台程度保有しているが、事業用資産(13.2 sheet)については、20行(20台分)しか入力できない。行をコピーして作成(コピーした行の挿入)しても差し支えないか(他の計算に不具合は生じないか)。不具合があるとすれば、減価償却した車両を合算して入力しても差し支えないか。

A 1 1 1 支援ツールを活用する場合は、購入年度ごとに集約するなど、算定への影響を最小限にするよう、入力欄の数以下に集約してください。

Q 1 1 2 (行政コスト計算書.xls シート 13.2 L166-L220) 現行の支援ツールにおいて、生産高比例法を採用した場合、原価焼却累計額は正しく計算されないのではないか。

A 1 1 2 ご指摘のとおりです。

現行の支援ツールは、定額法のみに対応しています。

ご指摘の生産高比例法への対応については、バージョンアップの際に検討します。

Q 1 1 3 (行政コスト計算書.xls シート 13.2 I列の一部) 環境省ホームページにアップされている支援ツールでは、ファイル「資産・負債一覧.xls」のシート「13.2」について、最終処分部門の追加投資に係る部分が、最終処分部門ではなく、資源化部門の追加投資とリンクしている。修正が必要か。

A 1 1 3 申し訳ございません。

ご指摘のとおり修正が必要です。修正可能なようでしたら、ご修正の上、支援ツールをご利用ください。

事務局にて対応することも可能ですので、ご希望なされる場合はご連絡くだ

さい。

ご指摘の部分を修正したものを環境省 HP 上に掲載しました。

Q 1 1 4 (行政コスト計算書.xls シート 13.2) シート 13.2 の資産の一覧の入力について、資産の数が多く、入力欄が不足する。どのように対応すればよいか。

A 1 1 4 購入年度や、耐用年数などが共通する物件などについて、集約化して入力してください。

カスタマイズしていただいても結構ですが、出力シートまでのリンクが適正であることを確認してください。

Q 1 1 5 (行政コスト計算書.xls シート 13.2) 生産高比例法によって最終処分部門の資産の減価償却を行った場合、累積減価償却額が算定対象期の減価償却額に依存するようだが、これは適切か。

A 1 1 5 生産高比例法には対応していません。

今後、支援ツールのバージョンアップに当たっては、生産高比例法への対応についても検討します。

Q 1 1 6 (行政コスト計算書.xls シート 13.3 G39) 非流動負債 長期借入金 合計値 (セル G39) の式は「=SUM(G30:G38)」となっているが、「=SUM(G34:G38)」が正ではないか。

A 1 1 6 申し訳ございません。ご指摘のとおりです。

ご指摘の部分のリンクを修正したものを環境省 HP 上に掲載しました。

基礎データ

Q 1 1 7 (基礎データ.xls) 基礎データ部門費で集団回収に関する助成金等の計算式が誤っているのではないか。8~11 原価計算 9 のシート (集団回収) を入力しても基礎データ部門費の 123 行に反映されない。

A 1 1 7 ご指摘の個所については、確認した範囲では、正しく入力されていれば、正しく計算されるようです。

貴市の個別の入力内容に起因する事象である可能性もあるので、入力後の支援ツール一式をお送りいただければ、こちらで確認いたします。

また、ご指摘の点以外の修正点を反映したものを環境省 HP 上に掲載しました。

一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール

入力・出力マニュアルに関する FAQ

(よくある質問集)

(ver1.0 080530)

マニュアル

I. 基本事項

2. 推奨する動作環境

Q 1 (P.1) 推奨する動作環境について、現在、職場で使用している OS は、windows2000professional である。ダウンロードしたが、excel に認識されないの、OS に問題があるのか。

A 1 支援ツールをダウンロードされたと理解いたします。ダウンロードされるファイルは、ZIP ファイル(圧縮ファイル)です。このため、このファイルを展開(解凍)して得られるエクセルのファイル(~.xls)をお使いください。また、Windows 2000 でも動作するケースを確認しておりますので、OS の問題ではないと考えます。

II. データ等の入力

2. 作業の実施主体

Q 2 (P.6) 中間処理の説明文中、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務が中間処理に含まれるとの記述がある。6. 1のシートで中間処理は破碎と焼却のみですが、運搬に要する委託経費はどこに入力するのか？

A 2 残渣等の運搬委託費を処理委託費に合算して入力してください。

Q 3 (P.6) 当方は 2つの町に係る一部事務組合である。収集と最終処分については、両町で民間委託し、中間処理を当一部事務組合で実施している。直接搬入分については一部事務組合で受け入れているが、この場合、収集運搬部門は直営に 1 を入力するのか。また、中間処理部門も直営に 1 を入力すればいいのか。

A 3 一部事務組合としては、収集運搬部門の作業・委託を実施していないので、収集運搬部門は全て空欄になります。

中間処理部門は直営に 1 を入力してください。

なお、他のシートとの整合性にもご留意ください。

Q 4 (P.6)・②燃やさないごみ③粗大ごみについて

市の処理施設で破碎後、磁力選別で鉄・アルミを選別し資源として民間業者に売却、その他は市の最終処分場で埋立している。

この場合、(2)中間処理(3)最終処分のところに 1 を入力し、(4)資源化にも 1

を入力するのか。

・有害ごみ(蛍光管、電池、水銀体温計、鏡)

収集後、民間事業者に中間・最終処分(資源化含む)を委託している。この場合、①～⑩のどの分類に入力し、(2)中間処理(3)最終処分(4)資源化にはどのように入力するのか。

A 4 1点目につきましては、中間処理、最終処分のみが対象となります。資源化は対象となりません。

2点目につきましては、「⑩その他のごみ」とし、中間処理としてください。

Q 5 (P.6) 中間処理残渣の輸送と最終処分を一括委託している。基本的には、中間処理残渣の輸送は中間処理部門に計上するとのことであるが、このケースの場合はどのように部門区分すればよいか。

A 5 予定価格明細や見積書などで、輸送部分と処分部分を分割できる場合は、分割し、分割できない場合は、いずれか適切と考えられる部門に一括計上してください。

Q 6 (P.6) 当市では、廃材を直接搬入により、最終処分場の敷地内の一時保管場所にて保管している。その後、委託により、一時保管場所から資源化業者へ輸送している。この輸送はいずれの部門に該当するか。

A 6 資源化部門にて整理してください。

Q 7 (P.6) ①資源ごみ(古布)を当施設で一時保管のみをし、リサイクル業者に引渡す場合は資源化の一部事務組合に該当するか。保管のみの場合は対象外になるか。

②乾電池、蛍光管は、不燃ごみとして収集し、乾電池は一時保管のみをし、また、蛍光管は破碎処理をし、民間業者に運搬委託し、リサイクル業者へ引渡している。この場合は両者とも資源化の民間委託と一部事務組合に該当するか。

③焼却処理は当施設で行い、中間処理後の焼却灰の運搬を民間委託し、埋立処分場へ運搬している場合は、中間処理の民間委託と一部事務組合の両者に該当するか？

A 7 ①何らかのコストが発生していれば、資源化として対象にしてください。

②中間処理部門として算定してください。

③焼却灰の輸送に関する費用は物件費として処理し、主体は直営としてください。

Q 8 (P.6) このシートでいう廃棄物種類とは、市民が排出する時点での廃棄物種類を指すのか、それとも行政が収集・資源化した後の種類を指すのか。

当市では「缶」の収集量を、「④アルミ缶」と「⑤スチール缶」の種別に把握していないが、選別後のスチールプレスとアルミプレスの各資源化量については把握している。

同様に「びん」の収集量も、「⑥無色のガラス製の容器」「⑦茶色のガラス製の容器」「⑧その他のガラス製の容器」「⑨リターナブルびん」の種別に把握していないが、選別後のカレット、リターナブルびんの各資源化量は把握している。このように、「収集量・回収量を個別に把握していないが、選別（資源化）後に個別量を把握している廃棄物種類」の入力方法はどうすればよいか。

A 8 ご質問のケースでは、「缶」「びん」の収集量・回収量を、分別後のアルミ缶、スチール缶、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、リターナブルびんの引渡り量などで按分して、20区分の収集量として入力してください。

3. 収集運搬料・直接搬入量・集団回収量および処理・処分・資源化プロセス投入量

Q 9 (P.7) ガラス製容器の場合、びん収集を平ボディ車を3つの区分に仕切りを設け、集積所で無色、茶色、その他色に分けて収集して計量し、保管場所に保管するため、色別の重量は計量していない。その場合は、搬出量により按分をして色別ごとの収集量を計算するのか。

また、缶類の場合は、アルミ缶とスチール缶をまとめて缶類として収集しており、資源化でスチール缶は他の廃棄物の鉄類と併せてプレスしているためスチール缶の量は把握していない。その場合は、収集した缶類の収集量から搬出したアルミ缶の量をマイナスした量をスチール缶の量と考えてよいか。

A 9 ・1点目のご質問について（びんの区分について）

色別の収集量の計算を搬出量による按分が適切であるとのことご判断であれば、ご理解の方法で結構です。

・2点目のご質問について（缶の収集量について）

お尋ねの方法で適切であるとのことご判断であれば、その方法で結構です。また、例えば、アルミ缶、スチール缶以外のものが混ざっており、その重量を把握されている場合であれば、その重量も差し引く必要があると思います。

Q 10 (P.7) 中間処理（焼却）量及び中間処理（破碎）量の関係について質問する。

中間処理（破碎）量の欄には、破碎処理以外の選別も含まれるか。また、例えば粗大ごみの場合、破碎投入量は破碎量欄に数値を入れ、破碎後に排出される可燃残渣物は粗大ごみ欄の中間処理（焼却）量に数値を入力するのか。

A 1 0 ・ 1点目のご質問について（「中間処理（破碎）」の具体内容について）

ご理解のとおり、破碎処理以外の選別なども含まれます。

・ 2点目のご質問について（粗大ごみの中間処理（破碎）量と、中間処理（焼却）量について）

ご理解のとおり、破碎投入量を中間処理（破碎）量欄へ、破碎後に排出される可燃残渣物を粗大ごみ欄の中間処理（焼却）量に入力してください。（よって、中間処理（破碎）量と中間処理（焼却）量の合計が、粗大ごみの総量よりも大きくなるケースもあります）

Q 1 1 （P.7）処理実態調査（環境省）との数値の整合性をとることができないが問題ないか。（処理実態調査では焼却灰のスラグ化を資源化として把握するが、廃棄物会計では中間処理として把握するなど）

A 1 1 現行の会計基準上は、整合性を取る必要はありません。なお、会計基準で用いるデータと実態調査のデータの整合性については、今後検討します。

Q 1 2 （P.8）処理・処分・資源化プロセス投入量の合計は収集運搬量に一致する必要があるか。

A 1 2 一致する必要はありません。

Q 1 3 （P.8）中間処理（破碎）後のアルミ、スチール選別は資源化か。

A 1 3 基準においては、資源化ではなく、中間処理として整理してください。

Q 1 4 （P.8）①一般廃棄物の処理業者（許可業者）が処理（資源化など）する量は「一般廃棄物会計基準 3 1 頁」により対象外とするか。計上するとしたら「委託」になるか。

②委託による資源化過程から発生する異物処理量については、把握が困難であるため、考えなくていいか。

A 1 4 ①ご理解のとおり対象外となります。

②異物処理の実態に応じて適切にご対応ください。なお、過去のデータについては、把握できなければ、その前提で算定してください。今後、把握が必要かどうかはご判断ください。

4. 資源化量

Q 15 (P.9) 本市では、施設に搬入される資源物について、搬入される時点では家庭系・事業系の区別をしている。ただし、施設搬入後は家庭系と事業系を一括して資源業者に売却または指定法人に引渡しをしているため、引渡し量のうちの家庭系・事業系別の量を把握していない。このケースでは、どのように入力するか。

A 15 何らかの方法で家庭系と事業系に区分することが可能であれば、区分した上で入力してください。区分ができなければ、いずれか一方に入力し、その旨に留意して作成された財務書類を活用してください。

Q 16 (P.9) 特に PET では、資源物の引渡量和収集量との間にタイムラグによる差異が生じる。この点はどのように整理すればよいか。

A 16 タイムラグはタイムラグとして受け入れて入力してください。

なお、関連記述としては、会計基準 34 ページの「2. 4. 3 原価計算書の対象とする費用」の 2 項目目の 3 行目に「毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 か年に、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸し計上せず、当年度の費用として処理する。」と記載されています。

5. 収集運搬部門

Q 17 (P.10) マニュアルの 10 ページでは、委託料を把握している場合は、委託業者ごとかつ品目ごとに「1」を入力することとなっているが、トータルで 20 を超える場合は、行を増やしてもいいか。あるいは、この作成支援ツールで、行・列を加除することはできないのか。

A 17 行・列を加除した場合、正しくセル参照されなくなるおそれがあり、正しく算定されることを保証いたしかねます。より精緻に算定されるよう、集約し、20 件以内としてください。

5.3 直営～積載区分、積載量、利用車種

Q 18 (P.13) マニュアルの 13 ページでは、「5. 3 sheet」は複数品目を混載し

ている場合に必要となると書いてありますが、これは混載していない品目については、直営で収集しているものでも数値を入れなくてよいということでしょうか。それとも、1つでも混載している品目があれば、直営で収集する全品目について数値を入力する必要があるのでしょうか。

A 1 8 混載か単独積載かは、入力方法に影響しません。全ての収集運搬について入力してください。

5.10 直営～人件費～

Q 1 9 (P.20) 人件費の退職金について、2点質問する。

1、想定勤続年数とは、自治体内全職員を対象とするのでしょうか？それとも、記入シート各部門の職員のみが対象か。また、各部門の職員のみで想定値を算出できない場合は全職員とすべきか。

2、当自治体で想定勤続年数が40年であるとした場合、自己都合による普通退職と定年退職では退職金が異なるが、どちらで計算するか？

A 1 9 全庁平均方式を用いる場合（平成19年6月公表の基準に従う場合）は、以下のとおりとなります。

1. 自治体内全職員を対象としてください。
2. 想定勤続年数、想定退職金額とも平均的と言って問題ない値としてください。

なお、実態方式を採用する（採用できる）場合は、各部門の在籍職員のみを対象とし、想定される退職給付引当金繰入額（総額）に相当する額の前年度末と今年度末の差額を退職給付引当金繰入額相当額となるように算定します。

Q 2 0 (P.20) 再任用職員は条例で定める職員の給料表により給与を支給するが、勤務日数が2日に1度というような勤務体系を取っているため、給与額は半額の支給となる。また、職員手当の中で支給されるもの、支給されないものがある。

ただ、臨時職員として採用しているパート職員よりは給与額の水準は高く、全額で判断すると入社数年くらいの職員と同水準となっている。なお、勤務時間は正職員と同じである。

この場合は正職員としてカウントしてよいか。

A 2 0 支援ツールをご活用する場合は、退職金が支給される職員を正職員、支給されない職員を臨時雇用としてください。ただし、退職金が少額である場合は、退職金が支給される場合も、臨時雇用とする方が適切な場合もある

ります。少額か否かは自治体の判断です。

Q 2 1 (P.20) 基準 p.37 2.4.4.1(1)人件費 1 項目目においては、「収集運搬部門の作業人員の人件費を(中略)把握する」とある。一方、マニュアル p.20 5.10(1) 収集作業員の人数 4 項目目に「また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。」とある。マニュアルのとおり「作業人員」には上述の「管理職・事務職」も含むものと考えてよいか。

A 2 1 当該管理職の方が、収集基地や積替施設の運営のために就労している割合を勘案し、その割合について収集運搬部門の人件費の対象としてください。

当該自治体の一般廃棄物処理行政全般に係る業務を遂行している割合については、管理部門に計上してください。

Q 2 2 (P.21) 退職金支給時における想定勤続年数は、退職時における勤続年数の各部門ごとの平均値を記入すべきか。また、職員 1 人についての年数、という理解でよろしいか。

A 2 2 入庁時の平均的な年齢や退職時の平均的な年齢等を勘案して想定勤続年数を設定してください。

Q 2 3 (P.21) 労働時間について、行政職員は 1 日の労働時間 7.75 時間×年間の勤務日数(土日、祝日を除いた年間日数)で計算する予定である。

一方、収集作業員については定曜日収集であるため、その曜日が祝日となった場合は祝日勤務となる。

この場合、祝日勤務となる一部の収集作業員の勤務時間数を別に計上し、行政職員の年間勤務時間数とを合算すべきか。

あるいは、行政、収集にかかわらず全員を同じ上記の方法(1日の労働時間 7.75 時間×年間の勤務日数(土日、祝日を除いた年間日数))として計上すべきか。

A 2 3 実態どおりに入力してください。

6. 中間処理・最終処分部門

6.2 直営～施設の概要～

Q 2 4 (P.25 6.2(2)) (3) について、(2) のページの項目中、1～4 原価計算

シートの記入について、次のとおり質問する。

I 2. 作業の実施主体のシートには、廃棄物種類④～⑯は資源物となっているが、焼却のみの施設については、は、①だけ「1」とすればよいか。

II Iに関連して、施設にはピット投入前に粗大ごみを前処理する破碎設備（能力：4.9t/5h）を投入口付近に有している。粗大ごみ③も「1」とすべきか。

III IIに関連して、原価計算シート6.2において、中間施設（破碎）とは、焼却ではなく、最終処分するための施設（破碎）と考え、記入「1」必要ないと考えるが、妥当か？

IV 8原価計算 管理部門の収益（例：電気売払料金等）は、記入しても、ごみ処理原価に反映されないが、それでよいか？

V 6.3(5) 特定経費として、公債利子等の記入欄があるが、利子に対する交付税措置の取扱はどのように処理するか？

A 2.4 I ①に限らず、中間処理していれば、「1」とご入力ください。

II 破碎も中間処理方法の一つですので、中間処理に「1」とご入力ください。

III 破碎は中間処理方法の一つですので、「1」をご入力ください。

IV ご理解のとおりです。

V 経常移転収入として処理してください。

6.3 直営～施設に係る物件費（減価償却費等）、経費～

Q 25 (P.26) 設計監理委託費は施設の建設費の割合の中に含めてかまわないか。また、特定の施設に係る物件費（維持補修費）は、当該会計年度の費用額でよろしいか。

A 2.5 設計管理委託費が施設に係るものであれば、ご理解のとおり施設の割合の中に含めてください。

特定の施設に係る物件費（維持補修費）は、当該会計年度の費用としてください。

Q 26 (P.26)(2) 事業費の内訳について、施設・装置・重機の区分けが難しい。例えば焼却施設の場合、フラットホーム・ごみピットは「施設」、クレーン・ホッパ・ストーカー・コンベヤは「装置」、移動可能な物が「重機」と考えてよろしいか。

また、追加投資については、新たな施設・装置・重機を設置した場合のみ（ダイオキシン対策工事等）とし、受入供給設備・燃焼設備・排ガス処理設備等の

更新については含めず、それらは維持補修費と同じような考え方でよろしいか。

A 2 6 ご理解のとおりで結構です。基本的な考え方として、想定耐用年数をベースに整理してください。

追加投資かどうかは、当該年度の単年度経費とするのが適切か、資産として複数年度にわたり減価償却（費用化）するのが適切か判断し、後者であれば、追加投資となります。

Q 2 7 (P.27) (1) 財務書類作成支援ツール入力・出力マニュアル (P27) に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号の一部）」に基づき減価償却を行うこととある。しかし、具体的に支援ツールに入力する際は「建物」「装置」「重機」の 3 区分となっている。耐用年数毎に減価償却費を試算するのであれば、さらに詳細な区分が必要だと考える。たとえば、外構整備工事、造成工事、雨水管工事などの費用を減価償却資産として入力するには区分や耐用年数をどのように計上すればよいか。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号の一部）」に基づき作成された廃棄物処理施設用の基準表（区分及び耐用年数）とそれに対応した支援入力ソフトが必要だと考えるがいかがか。

(2) 減価償却費を積算するにあたり、財産台帳価格の 10%（一般的な残存価格相当額）を控除しない理由をお聞かせ願いたい。

A 2 7 (1) 資産を詳細に区分することを妨げることはございませんので、そのように算定してください。支援ツールは、最低限の精緻さを確保するためのものに過ぎませんので、少なくとも現段階では、ご指摘のようなソフトは必要とは考えていません。もちろん、基準に基づく財務書類作成自治体が拡大する頃には、ご指摘のようなソフトがあることは自治体の負荷を低減するという意味で有効だと考えます。

(2) 全額を減価償却期間で費用化するためです。

Q 2 8 想定耐用年数として、マニュアル（例えば p.27）に大蔵省令に定める耐用年数を基準とするとある。省令においては、例えば車両などは、積載量で年数が異なるケースがある。これに従って資産を整理すると計上するにあたって件数が多くなってしまう。どのように対応すればよいか。

A 2 8 使用状況に合わせて計上してください。年数の判断が困難な場合に省令を参考にするものをご理解ください。

6.4 直営～人件費～

Q 2 9 (P.28) シート 6. 5 の物件費のシートについて、記入できる項目は 5 行である。行の追加は可能か。(他のシートに影響は無いか。)

A 2 9 他のシート等への影響がないことを保証いたしかねますので、減価償却の状況などをご勘案の上、入力行数以内に集約して入力してください。

6.7 共通の経費

Q 3 0 (P.29) 入出力マニュアル p 2 9 6. 7 共通の経費の解説中の、「収集運搬部門」とは、「中間処理部門・最終処分部門」が正しいか。

A 3 0 ご理解のとおりです。

7. 資源化部門

7.6 直営～資源化ライン～

Q 3 1 (P.35)・以下のケースでは、資源化ラインののべ稼働時間はどのように判断するのか。

- 施設は市有である。
- 作業は委託先が実施している。
- 所定労働時間は、1 日 7.5 時間である。ベルトコンベアにて作業をするのは 1 日 5 時間である。
- 上述の 7.5 時間からのべ稼働時間を算定するのか、5 時間から算定するのか。

A 3 1 ご質問のケースでは、稼働時間としては、1 日 5 時間としてください。

Q 3 2 (P.35)・以下の勤務者の労働時間は、マニュアル 35 ページでいうのべ稼働時間に含まれるか。含まれない場合は、いずれの部門に、どのように入力すればよいか。

- 資源化施設において勤務している。
- 資源化ラインでは作業せず、点検、計量などの業務を行っている。

A 3 2 ・ご質問の勤務者については、含みません。

・のべ稼働時間を入力する必要はありませんが、人件費(シート 7.4)の対象となります。

8. 管理部門

Q 3 3 (P.36) 管理部門について、収集事務所の事務職員・自動車整備士、焼却施設等の事務職員も含まれると考えてよろしいか。

A 3 3 ご質問の職員は管理部門には含みません。各作業部門の対象となります。

3 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行

3.1 参加自治体

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行を表 3-1 に示した自治体の協力のもと実施した。

表 3-1 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成試行事業参加団体一覧

	都道府県名	自治体名	種類	備 考
1	A 県	a 市	一般市	県内初の有料化検討中。県としても支援。
2	B 県	b 市	業務核	
3	〃	c 市	一般市	
4	C 県	d 市	政令・県庁	
5	〃	e 市	特例市	
6	〃	f 組合	—	
7	D 県	g 市	政令・県庁	
8	〃	h 市	一般	
9	〃	i 市	中核	
10	E 県	j 市	中核・県庁	有料化導入に向けて検討中。基準に基づく財務書類データを参考データとして活用予定。
11	F 県	k 市	一般	
12	G 県	l 市	一般	
13	H 県	m 市	一般	

※表中には最終的に財務書類の提出のなかった自治体も含まれる。提出されなかった理由として、他の公表資料との整合性の確認が十分できなかったため、試行的な取り組みでは市内の協力が十分得られないため、などが挙げられる。

3.2 試行自治体に対する調査

試行事業参加自治体に対して、財務書類作成により得られた成果、作成にあたり苦労した点などについて調査した。その結果を以下に示す。

3.2.1 基礎情報

①調査目的

- ・一般廃棄物会計基準試行事業の中で財務書類作成過程における問題点・課題等を把握することを目的に実施した。

②調査方法

- ・アンケート調査（調査票ファイルを伝送し、回答を頂いた）

③調査対象・回収数

- ・調査対象：一般廃棄物会計基準試行事業参加自治体
- ・回収数：9件

④調査期間

- ・2008年2月5日～2008年2月12日（締め切り後も受付）

⑤調査項目

- ・財務書類作成の体制・人数
- ・財務部局との協力の必要性
- ・試行事業参加理由（期待）
- ・財務書類作成にあたって苦労した事項
- ・一般廃棄物会計基準の導入の障害となる事項
- ・作成した財務書類について想定されている活用方法
- ・質問受付窓口の必要性
- ・一般廃棄物会計基準について、追加・修正すべき事項
- ・その他一般廃棄物会計基準に関するご意見

⑥調査票

- ・（参考資料1参照）

3.2.2 調査結果

①財務書類作成の体制・人数

<体制>

- ・ 廃棄物政策課職員
- ・ 清掃業務の調査計画に関する主担当者
- ・ 他業務と兼務
- ・ 一般廃棄物担当課職員 2 名、一般廃棄物処分場職員 1 名
- ・ 企画（政策）担当者がメイン、必要に応じ該当のセクションより数字をもらう形
- ・ 特になし

<人数>

- ・ 3 人：2 件
- ・ 2 人：4 件
- ・ 1 人：3 件
- ・ 延べ 3 人、実質 1 人

②財務部局との協力の必要性

- ・ 必要であった：3 件
 - ⇒起債の資料の提供
 - ⇒行政コスト計算書、資産・負債一覧の作成で協力を得た。
 - ⇒所有財産に関するデータについて、所管するセクション（管財課）より一部データの引き受けを行なった。
- ・ 必要はなかった：6 件

③一般廃棄物会計基準試行事業にご応募いただいた理由（期待）

<円滑な導入等への期待>

- ・ 円滑な導入が行えることを期待した。
- ・ 手厚いサポートが受けられることを期待していた。
- ・ 本市においては、一般廃棄物会計基準の内容を十分把握し、今後財務書類を検討したいと考えたため。
- ・ 本市が会計基準を作成する上でアドバイスが得られるため。

<廃棄物会計基準（統一的基準）による試算への期待>

- ・ 一般廃棄物処理に要するコストを全国統一の基準に基づいて算出することで、市民等に対する説明根拠として活用できるため。統一の基準で算出するものであることから、他市町村との比較が容易となり、改善の指標としての活用が見込めるため。

- ・今後の廃棄物会計の自治体の導入の推進という点と自らの施策の検証を、数字を持って検証することが可能となるから。

<積算根拠としての活用への期待>

- ・ごみ処理手数料の設定及び改定時に積算根拠として活用することが見込めるため。一般廃棄物処理事業の各行程の処理原価が明らかになることで、容り法改正時における市町村コストの明示が可能と考えられるため。

<情報公開としての活用への期待>

- ・今後市民や議会から会計基準に基づく数値について、他市との比較を求められることも考えられ、データや考え方をより正確なものとするため。
- ・市民への明瞭な情報開示の手段の1つとして期待できるため。

④財務書類の作成にあたって苦勞した事項

【一般廃棄物会計基準に係る事項】

<基準の定義・解釈について>

- ・土地の購入価格など、長い年数が経ち過去の資料が残っていない場合の代替となる数値について基準が無かったこと。
- ・施設にかかる費用について、土地の取得費用や建設費の確認。
- ・資源化の定義について、一般廃棄物実態調査と考え方を合わせていただきたい。
- ・集団回収の解釈について。
- ・施設・装置の区分けが難しい。
- ・細かいケースまで想定されていない箇所もあり。

<按分の必要性について>

- ・現行のデータが一般廃棄物会計基準を想定していないため、按分等の加工が必要
- ・入力項目の中に本市では数値として表すのが困難な項目があり按分を多用した点（収集量などは全体量のみ把握が多く、細かな分別は按分した。）

<基準とマニュアルの整合性について>

- ・基準とマニュアルとは項目の区分が異なるため、基準とマニュアルを同時に見ながらエクセルファイルを作成することが困難であった。

<基準全般について>

- ・発生主義を採っているのか、現金主義なのか不明。会計基準であるならば、まず第一に表明すべき事項ではないか。また、原則「発生主義」であるならば、「未払金」の考え方

もあろうかと思うが、考慮されておらず、中途半端な状態となっている。

- ・原価計算上は、退職手当引当金の参入を義務付けながら、資産・負債一覧において、「退職手当引当金」がないことに疑問を感じる。出力帳票のみを市民への情報開示と考えれば、退職手当引当金を考慮した原価管理を行っていることが、どこでわかるのか。企業会計的には、そういった人件費が含まれることは常識でも、自治体においては、その取り扱いは見解が分かれるところであり、明確にすべきと考える。市において、発表している公会計制度に基づく財務諸表との整合が図れない。
- ・負債における、1年基準の考え方について。この部分だけは、企業会計に則った考え方を厳格に打ち出しているが、1年以内返済長期地方債を流動負債に計上しようとしても、資産・負債一覧別紙2の考え方では、この部分を適切に計上することができない。
- ・基準書の読み込みと理解に時間がかかる。

【一般廃棄物会計基準支援ツール（Excel ファイル）に係る事項】

＜追加・修正すべき事項について＞

- ・直営で焼却を行い、最終処分を委託している場合、3(2)、3(3)に入力できない。
- ・5 収集運搬部門における、施設の追加投資に関するシートがないため、原価計算に反映できない。13 表にも反映できない。
- ・13 資産・負債一覧データ入力について
 - －最終処分部門は、生産高比例法を認めながら、入力シートは定額法しか対応していない。
 - －建設仮勘定に関するシートがない。補助金を受けている場合もあり、予め用意しておく方が、後日振替を行う際に、誤りを防止することができるのではないか。
- －5、6、7 表において、初期投資・追加投資等を入力しながら、何故 13 表において再度取得年次、耐用年数を入れさせるのか。また、5.8 表において収集運搬車両について、入力しながら、再度 13 表に入力する必要性についても疑問。車両台帳を 1 シート作れば、両方に対応できるようにすべき。誤りを防止することもできる。
- ・5.8 表に大蔵省令に従って、入力を行うと、同じ車種でも、積載量により耐用年数が違うためツールの計算式が利用できない。
- ・集団回収の実績を、1 (1) (4) 表、9 表の両方に入力しているので、1ヶ所にならないのか。
- ・追加投資等において記入欄が不足する箇所がいくつかあったため、便宜的に 2 施設に分けるなどする必要があった。
- ・追加投資の入力シートについては、その追加投資したものの名称を入力する欄が無いため、別に資料を用意し、参照しなければならなかった。
- ・直営施設において溶融スラグ化した物を売却した場合に、その収入、売却量を記入する箇所が無かった。
- ・資料が不在のため記入なしとしている場合に、その旨を記入するメモ欄等が無かった。

- ・各市町村の実情にあった入力欄（行数等）になっていないため、苦慮した。
- ・資産・負債一覧で車両と市債を行挿入で入力したところ、出力ファイルで表示されない部分があった。
- ・数字を入れるとマクロにて他のシートの数字を埋めるなどの工夫が随所にあり、好感が持てる。ここまで実施したのであれば、必要箇所が色で表示されるなどの更なる工夫があるととっても良いのではないか。

<ツールへの入力の手間について>

- ・矛盾が発生している場合に現段階では警告画面が出ないため、明らかにデータが異なる場合や計算のエラーが表示されれば気がつくが、そうでない場合は気づくことができない。
- ・収集に関しての入力項目が多すぎると感じた。
- ・ファイルのリンク先が多岐にわたり、データを追いきれない点に苦勞した。ただし、入力事項のセルの色が分けてある為、必須事項は明確であった。

<ツールの誤りにについて>

- ・リンク先、計算式に誤りあり。資産・負債一覧や行政コスト計算書は、ある程度検証のしようがあるが(誤りについて)、原価計算書は検証できない。ツールを信じるしかないが、上述のとおり、誤りが多く見受けられ、正しいものなのか不安がある。
- ・エクセルファイルの計算式やリンク等に不具合が見受けられたため、財務書類作成のうえで、不具合の原因把握の発見が遅れるなどの支障があった。
- ・計算式が一部違う部分があり、直すのに時間がかかった。

<ツールのファイル数について>

- ・入力ファイルが複数あること。
- ・ファイル数が多く、全部表示すると入力がしにくいと感じた。

【一般廃棄物会計基準支援ツールマニュアルに係る事項】

- ・5、6、7表において、「建設からの経過年数」欄は、取得年次を加えるか否かが、わかりにくい。吹き出しの注意を載せた方がよい。
- ・資産である、「施設」「装置」「重機」「その他固定資産」の具体的な説明を加えた方がよい。
- ・必要最低限のデータの整合性がとれていなければいけない部分があると思うので、確認表を作成してほしい。
- ・溶融スラグ化が中間処理（焼却）に含まれることは記載されているが、溶融スラグ化後の具体的な処理量や売却による収入の入力についての記載箇所がなかった。

- ・図を用いた記入例や、仮想の市を用いたいくつかのパターンの具体例があるとわかりやすいが、それが少なかった。
- ・一般廃棄物会計基準支援ツールマニュアルの中で、度々一般廃棄物会計基準を確認しなければならないケースがあったので、もう少し詳細なマニュアルであれば効率的だと思った。
- ・ツールマニュアルと会計基準を両方見ながらやらないと入力できなかった。(費用の部分等)
- ・支援ツールマニュアル自体はよく理解できる。今後は、画面遷移図などを用いて、より分かり易い物が作られることを期待したい。
- ・同マニュアルが環境省のHPにてダウンロードできる形となっているが、一番下にあり、ここにマニュアルがあることを知らない自治体が多いのではないか。(実際そのような問合せを近隣より受けたことがある。)

【過去に作成した財務書類との関連性等に係る事項】

- ・資産・負債一覧等は作成していなかったため、特に車両など、多数にわたる資産の抽出に時間を割いた。
- ・本市の原価計算方法では、収集・焼却・破碎・最終処分処理原価を出してから、各ごみの種類別に按分して計算しており、考え方の違いにとまどいがあった。
- ・市で発行している環境白書、県への実態調査などとの記載方法の違いから、開示したときに混乱が予想される点。
- ・当市においては、「清掃事業概要」を作成しており、ここに提示される数値と異なる箇所がいくつかある。今後は平行して作成していくこととなるが、作業効率が著しく悪くなるので、どちらかに統一するか、平行して実施していくのかはまだ検討の余地がある。

【その他】

- ・質問受付サイトにいくつか質問を提出したが、回答をいただくまでに時間がかかったこと、また、文書での回答をいただけなかったこと。(電話にて回答をいただいた。)
- ・担当者による作成中の部分があるので、確認・調整をお願いしたい。
- ・昔の資料を探すのに手間がかかった。
- ・実態調査と同じような内容の項目を別の角度からきいてくるので、同じようなシートにするか、同一のシートにするような工夫をして欲しい。(せっかくなので、実態調査と一緒に出来るような仕組みを構築して欲しい。)

⑤一般廃棄物会計基準の導入の障害となる事項

【入力データの入手に係る事項】

- ・現行のデータが一般廃棄物会計基準と大きく異なっているため、データ収集システムを

大幅に変更しなければならない。

- ・他課から資料の提供を受けなければならず、課によって繁忙期にあたる場合もあり、短期間での作成が難しい。
- ・人件費などではあらかじめ収集部門と中間処理部門などと分けていない場合もあるので、基準を導入するにあたってはあらかじめ関係するデータを分けて把握しておく必要がある。
- ・現段階では、正職員の詳細な人件費にかかる情報（退職金等）は、自ら情報公開していないため、会計基準の公開にあたっては職員給与と主管課との調整が必要となる。
- ・施設の建設費の詳細を確認するのが難しい。（施設・装置の区分け）
- ・給与項目などは個人情報などの兼ね合いから取り扱いに注意が必要となる。
- ・当時の資料を探し出すのに大変手間がいる。

【入力の手間に係る事項】

- ・びんが色別、缶が種類別になっている（分けて収集している自治体の方が少数と思われる。按分するのが手間）。
- ・処理が同じ品目（粗大ごみともえないごみ）を一緒に原価計算してもらえるシステムにしてほしい（中間処理、最終処分のステップごとに按分して入力を行っているためとても手間がかかる）
- ・市町合併により、現在のところ2地域別のごみ分別と予算措置を行っているため。
- ・他の仕事と平行して財務書類作成の作業をする際に、数が多いが全てのファイルを開いた状態で作業しなければならないが、他の仕事でもエクセル等を使用することがあるので、入力しにくかった。
- ・数字さえ出ていれば入力の手間はさほどない。
- ・個別の車両データ（一度入力すれば良いのだが、車両数が多く、個々のデータからシートへ数値を入れる際に手間がかかる。）

【その他】

- ・会計基準は、一通り読んだだけでは理解することが難しい。図等を用いて読みやすくすることや、基準とマニュアルを対応させて不明点をすぐに見つけられるようにするとわかりやすい。
- ・資産・負債などは、十分な資産・負債の詳細管理が必要となってくるため、効率的なシステム等を整備する必要がある。
- ・会計基準と本市廃棄物データのまとめ方に違いがあるので、会計基準用の数値を用意しなければならない。
- ・一部のデータでも欠損があると完全な書類が作成されないことになる。この場合、どこまでのデータを入力すれば「廃棄物会計」基準にのっとった自治体廃棄物会計といえる

のかの判断が必要ではないか。

⑥作成した財務書類の活用方法

<説明資料としての活用>

- ・ 市民への説明資料
- ・ 市民へのごみ処理費用の説明資料として活用。
- ・ ごみ処理手数料を検討する際の料金の設定及び、排出者への説明資料として活用。
- ・ 清掃事業の概要・ホームページ等に掲載し、情報提供を行う。
- ・ 住民への説明資料

<他の自治体との比較>

- ・ より効率的なごみ処理体制を考えるための、他市との財務書類の比較。
- ・ 類似団体との比較資料

<手数料算定への活用>

- ・ 一般廃棄物処理手数料の算定をする際の資料
- ・ 一般廃棄物の収集運搬・中間処理等に係る経費について、例えば直営と委託のコスト比較をする際の資料

<その他>

- ・ 現在のところ思索中である。
- ・ 施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討に当たっての基礎情報
- ・ 今後の人員や収集体制を見直しする際の材料
- ・ 残念ながら、作成された財務書類の数値の意味が理解できない。どの程度の数値が良いのか、悪いのか、はたまた標準なのかについて、説明できる状況にない。このため、内部的には数年かけて数値を蓄積し、近隣市との状況も踏まえて自らの評価を行なうこととしていきたい。この数値が一人歩きすることが良い影響を与えないので、評価を行なうレベルになれば公開をしていきたいが、それまでは内部会計として利用していくことにならざるを得ない。

⑦質問受付窓口の必要性

【試行事業に参加された自治体の場合】

- ・ 今後も必要である：8件
- ・ 今後は必要ではない：0件
- ・ どちらともいえない：1件

<理由>

- ・今後、改良等が加えられた場合に備え、専用窓口は必要と考える。
- ・算定された原価の内容について考察を行う際に原価計算方法の細部までわかっていないと考察を行うのは難しいので、専用窓口は必要と考える。
- ・財務書類を作成する上で、基準だけでは判断のつかない疑問点が発生した時に、質問窓口がないと各市で独自の判断により書類を作成してしまうことになり、統一の会計基準の意味が薄れてしまう可能性がある。
- ・本市においては、市町村合併があったことや一部の収集運搬費用について、特殊な例などがあるため、財務書類を作成するにあたり、判断に苦慮することが想定されるため。また、財務書類作成にあたり、一般廃棄物会計基準の解釈が確立されていないため。
- ・Q&A等があったとしても、今後新たな処理方法等を導入し入力方法等について判断を求められることが考えられる。他市との比較を行う上でも、同じ根拠で計算できるように考え方を確認する必要がある。
- ・入力の際には市の判断になる部分が多いが、言葉の定義等を知るのに相談も必要と考える。
- ・今後、毎年財務書類を作成していく上で疑問点が生じた場合の相談先が必要だから。
- ・個別具体的な問題が生じるケースが多く、その場合は判断を行なう窓口があることが望ましいから。

【はじめて財務書類を作成する自治体の場合】

- ・必要である：6件
- ・必要ではない：0件
- ・どちらともいえない：0件
- ・無回答：3件

<理由>

- ・試行事業参加自治体として財務書類作成時に疑問点が多くあったため、はじめて作成する自治体は必要であると考えため。
- ・一般廃棄物処理にかかるコスト計算を、より詳細にできるため。
- ・初めての場合、質問窓口がないと作成が困難と考えられる。
- ・個別具体的な問題が生じるケースが多く、その場合は判断を行なう窓口があることが望ましいから。

⑧一般廃棄物会計基準について、追加・修正すべき事項

- ・記入欄の不足する箇所がいくつかあり、例えば建築後に年数が経っている施設は追加投資などが多くなるため、追加投資の記入欄はかなり多く要することとなる。そのため、エ

クセル作成時に記入欄を多めにとっていただきたい。

- ・資源物の持ち去りに関するパトロールの費用など、その費用を資源物の区分別に分けることはできないが、全般的にかかる性質の費用の入力箇所も設けてほしい。
- ・焼却灰の溶融や焼却残渣の資源化を中間処理ととらえているが、焼却や破碎と同等に考えることには疑問を感じる。中間処理・資源化とは別に中間処理後の資源化という項目を設けていただきたい。
- ・計算式が違う部分があるので修正すべきである。
- ・追加投資の入力先が1施設につき5つの欄しかないのもっと欄が必要である。
- ・一般廃棄物担当者が情報利用するには効果的であると思うが、市全体として財務部局が利用するには行政コスト計算書や資産・負債一覧を詳細に作成した方がよい。

⑨その他一般廃棄物会計基準に関するご意見

- ・事業系と家庭系の全ての廃棄物についての原価計算となっているため、別々に原価が計算できるような基準を策定して欲しい。今後、家庭ごみの有料化を検討する際のコスト管理あるいは、市民への説明を行う場合においても、事業系ごみまで含んだコストを提示することは、不適切であると考えている。
- ・事業系のごみについても、有料としているごみ処理手数料が適切であるか検討する際に、家庭系のごみの経費が混ざった原価では、事業者への理解を求めることはできない。ごみ処理原価という管理会計としての側面を充実させるには、事業系と家庭系、それぞれの原価管理は必須と考える。
- ・ごみ処理原価における補助金参入についても、総論としては賛成であるが、事業系ごみ処理原価の算出を考えた場合、圧縮記帳の是非については、意見の分かれるところではないか。一般廃棄物会計基準の中で、その点まで考え方を示していただければ、自治体間で取り扱いが異なることはないと考えている。
- ・資産・負債一覧についても、現行では単なる資産台帳でしかなく、バランスシートを期待する市民への情報提供としては、中途半端なものではないか。内容の充実についてご検討願いたい。
- ・どの自治体にも一般廃棄物会計基準による原価計算を取り入れられるようにするためには、短時間で簡単に入力できるシステムである必要がある。また、より多くの自治体で取り組まなければ意味がないことから、一般廃棄物処理事業実態調査への位置付け等が必要である。
- ・各自治体が作成した財務書類によるデータベースを、環境省のホームページで公開すべきである。
- ・財務書類の提出後は、アンケート調査の他に試行事業協力各自治体へヒアリング調査も行うべきである（文面だけではなく直接話した方が伝えやすいことがあるため）。
- ・一般廃棄物会計基準の支援ツールについて、市町村の実態にあわせられるよう、入力シ

ートの見直しをしていただきたい。

- ・大きな団体であれば別であろうが、本市の場合収集、焼却などと施設関連は別の課にあたり情報収集に手間取った。
- ・身近な相談窓口が必要。(県の一般廃棄物担当課など)
- ・一般廃棄物会計基準のチェックをすところがないと作りっぱなしになる。(間違っままになってしまう。)
- ・統一性の限界：独自の裁定で時間や作業の内容を割り振る箇所があるなど、基準を統一しているが、実際は市町村ごとの裁量が認められる部分があり、全くの統一という点では限界があるといえる。
- ・継続性の限界：担当者が変わると、それまでの考えと異なる割り振りなどを行なってしまう、結果的に数値の継続性に問題が生ずる可能性が高い。
- ・能力・マンパワーの限界：この内容を実施するためには、担当職員の能力や担当セクションの協力がないと完成されないという限界がある。
- ・第三者認証の必要性：今後公開されていくことになる廃棄物会計の数値としての担保が必要となってくる。このため、外部による評価ないし認証が求められるのではないか。

3.3 試行事業により得られた知見のまとめ

以上に示した試行事業の実施により得られた主な知見を以下に整理する。

【一般廃棄物会計基準等の普及に関する事項】

- ・一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類作成に当たってサポートが必要だと考え、試行事業に参加した自治体が多かった。一般廃棄物会計基準の普及のためには、サポート体制の構築が重要だと考えられる。
- ・一般廃棄物会計基準の導入の目的としては、全国統一基準に基づくデータによる住民説明、全国統一基準に基づくデータによる一般廃棄物行政施策の検証、手数料・有料化などに関する説明資料の作成などが挙げられており、積極的な姿勢がうかがえた。
- ・これまで、複式簿記の考え方による情報の整理が行われていないため、一般廃棄物会計導入時に手間を相当要することがうかがわれた。さらに、自治体担当者が一般廃棄物会計基準を正しく理解するために相当の労力を要する。後者については、サポート体制の確立などにより対応可能な面もある。
- ・一般廃棄物会計基準では、一般廃棄物行政の経済的分析手法の基礎的な部分を示しているが、各自治体の多種多様な一般廃棄物処理システムの全てに対応できるものではなく、基準で定めている範囲外の事項については、自治体ごとに判断していただくことになるが、合理的な範囲でその判断基準を自治体間で共有することが望ましい。
- ・一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に係る支援ツールについては、現状では比

較的単純な一般廃棄物処理システムに対応したものになっているが、複雑な一般廃棄物処理システムを運用している自治体においては、支援ツール使用にあたりカスタマイズ、あるいは、独自のツール作成が必要となる。ツールに関しても相当程度のサポート体制の確立が望ましい。

- ・ 支援ツールに関して、基礎データの入力内容に応じて必要入力データが明示される、あるいは、入力が必要な欄と算出結果が表示される欄とが明確に区別されていることなど、入力者に対する配慮がなされている点について、プラスに評価されている。
- ・ 実状の分別区分と、一般廃棄物会計基準で定められている品目区分との対応が悩ましいという意見があった。
- ・ サポートに関し、特に試行事業などの普及段階では、対面によるやりとりも必要ではないかという意見があった。必要に応じて実施を検討する。

【一般廃棄物会計基準等の改正に関する事項】

- ・ 試行事業の実施によって、一般廃棄物会計基準で規定することが望ましいと考えられるものの、現状では規定していない事項が残されていることが明らかになった。追加的に規定するか、あるいは、規定しないことを明記することが望まれる。
- ・ 支援ツールに関しても、入力欄が作成されていることが望ましいと考えられるものの、現状では作成されていない欄が存在することが明らかになった。カスタマイズで対応可能ではあるが、多くの自治体が同様のカスタマイズが必要となる事項については、基準等の改正のタイミングに合わせて、入力欄を追加することが望ましい。
- ・ 支援ツールにおいて、入力不足や、入力内容に不整合がある場合に、注意喚起が表示される機能を望む声が多かった。機械的に確認可能で、かつ、誤った入力をするのが懸念される入力欄に関しては、基準等の改正のタイミングに合わせて、入力欄を追加することが望ましい。
- ・ 実態調査と重複する事項もあるので（多少、見方は変わるが）、実態調査の回答結果を活用できるような仕組みにしたらどうかと感じる自治体もあるようだ。必要に応じて、対応を検討する必要がある。
- ・ 家庭系と事業系とを区分し、原価計算を行う基準とするようにという要望が複数の自治体から挙げられており、今後検討することが望まれる。
- ・ 圧縮記帳（国庫支出金、都道府県支出金）の考え方について、自治体によって異なるスタンスをとることが考えられるという指摘があった。適切なタイミングで検討することが望まれる。
- ・ 作成された財務書類に関する第三者認証や監査の必要性を指摘するコメントがあった。サポート体制とともに確認・認証体制の確立の検討が望まれる。

4 検討委員会における一般廃棄物会計基準の改良に関する検討

一般廃棄物会計基準の改良について、検討委員会を組織し、検討を行った。開催日程・内容を表 4-1 に示した。

表 4-1 検討委員会開催日程・内容

回数	日程	内容
第1回	平成19年10月5日	(1) 委員紹介 (2) 本年度の検討内容について ①実施計画について ②試行自治体の選定について ③説明会の実施について ④改良に当たっての論点について
第2回	平成19年11月26日	(1) 第1回議事録(案)について (2) 経過報告 ①3R化ガイドライン説明会 実施報告 ②会計基準に関する質問受付 経過報告 ③会計基準試行事業 経過報告 (3) 討議 ①説明会での質疑応答について ②質問窓口で受け付けた質問内容等について ③試行事業対象自治体について ④見直しに関する論点について ⑤「新地方公会計制度実務研究会」報告書について
第3回	平成20年2月21日	(1) 第2回議事録(案)について (2) 経過報告 ①試行事業に係る調査(参加自治体意見) 集計結果 ②QA集について ③基準見直し方向性(案)について (3) 討議 ①試行事業に係る調査(参加自治体意見) 集計結果 ②QA集について ③基準見直し方向性(案)について

検討委員会においては、試行事業、質問受付、試行事業などを報告し、これらから得られた知見などを基に、一般廃棄物会計基準の中期的な見直しの方向性について整理した。その結果を以下に示す。

■基準等の見直し方針について

- 本年度試行事業を実施する中で、参加自治体より以下のような意見が挙げられた。このような意見を踏まえ、現行基準の骨子の変更に係るものは見直しの考え方や見直しを反映させる際の案文を作成するにとどめる。マイナーな変更についてのみ反映させる。また、将来の大幅な見直しにあたっては、原価の経年的な整合性を維持できるように配慮するものとする。
 - 基準について見直しは今後必要であると考える。
 - ただし、策定直後であり、基準が定着するまでは大幅な見直しは待った方がよい。なぜなら、経年的な整合性が取れなくなることや、自治体担当者が基準に習熟するのが困難になることなどが考えられ、基準の普及に関して混乱を招く可能性があるからである。
- 自治体規模の違いにより、処理システムの内容や、入手可能データの範囲が大きく異なることから、現行の基準や支援ツールにおいては、基準の普及などを重視し、比較的小規模の自治体でも参加可能であるよう入力データを簡略化する方向でまとめた。一方、試行事業により、詳細データが入手可能な大規模自治体等にとっては、逆に入力しにくいケースも判明しており、大規模自治体等にも利用価値のある内容にする必要がある。

■基準等見直し項目

I. 一般廃棄物会計基準

1. 基本的体系について

①対象品目範囲について

短期的な見直しの対象にはならないが、現在、基準の対象としていないし尿、浄化槽汚泥や、対象の範囲とするか否か対応について判断が分かれることが想定される小動物死体など、対象とする／対象としない／自治体判断によるという方向性を明確化することが望まれる。

②原価算定の対象部門について

現行の基準においては、原価としては、部門ごと・品目ごとの単位重量あたり費用を算定することが基本になっており、対象部門は作業部門のみで、管理部門は原価計算書 本紙の参考データとして記載することが基本になっている。中期的な見直し検討にあたっては、原価算定の対象範囲に管理部門を含めることの適否について再検討する必要がある。

③国庫支出金等の扱いについて

有料化検討の参考資料として原価計算書を用いる場合、国庫支出金等の取扱いについて、明確化が必要である。中間処理施設などの整備については、事業費総額も大きく、支出金の額も大きいことから、原価への影響度も大きい。一方で、自治体が直接的に負担しているコストにはならないため、圧縮記帳しない前提での原価を有料化単価の根拠とする場合、事業者や市民の納得が得られないのではないかという懸念が示されている。有料化単価の根拠にすることを念頭においた圧縮記帳や、その他ランニングコストに対する支出金の扱いについて検討する必要がある。

④収益の扱いについて

現行の基準では、費用と収益とは相殺せずに、グロスの費用を原価計算の対象としている。この場合、より多く費用をかけて高単価で有償引渡しているケースで高原価と評価されてしまうことや、委託の場合は委託先で売却している場合、委託費はネットの費用であり、直営の場合と算定基礎が異なることになる。算定される原価を有料化単価の根拠とする場合には、有料化負担側の視点では、引渡時の収益を差し引くことが適正ではないかと判断されると考えられる。そこで、収益の取扱いについて、中期的には検討が必要である。

⑤関連業務の位置づけなどの明確化

資源物の持ち去り防止のためのパトロールや、中間処理施設内における計量・点検業務などの関連業務については、例えば、直営の場合、関連業務が委託の場合は物件費とし、関連業務場合も直営の場合には基本的には管理部門の扱いになるなどと整理されている。これら関連業務の扱いなどについても、整理方法を明確化し異なる処理システム間でも共通的に整理できるように取扱いを再検討する必要がある。

⑥2R化など3R化に資するが原価の増加につながる施策等の評価

例えば、2R化費用は主に広報・普及啓発費用であり、費用としては原価計算の対象ではなく、行政コスト計算書の対象である。しかし、2R化施策が奏功すれば、廃棄物量の減少により、これに見合うコスト減少がなければ原価は増加する結果となる。このような、3R化と原価減少が二律背反となるケースについての評価方法について検討する必要がある。また、処理サービスの質なども必ずしも、原価で評価されるとは限らない。これらの点を踏まえ、多様な視点における施策評価について「処理システムガイドライン」との連携が必要であることに留意する。

⑦財務書類の評価方法の提示

試行事業の実施などにより、現実の具体的な財務書類が蓄積されつつある。そこで、具

体的な財務書類を基に、財務書類の評価方法を検討し、さらに検討結果を基準や基準の解説などにおいて提示することを検討する。

⑧実態調査との整合性の検討

実態調査と財務書類の作成を独立して行うことは自治体にとって過大な負担になる可能性がある。そこで、実態調査との整合性やデータの共有などを検討する。

Ⅱ. 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール

1. 各自治体の多様性への対応

①入力資産の数

特に、大規模自治体における車両など、資産数が膨大になるケースがある。原価計算上、また、資産管理上、同一年度購入・同一減価償却期間の資産などについては集約化した入力も可能であるが、一定以上の規模の自治体では、集約化しても入力しきれないケースもあるようである。特に車両など、対象数が多くなるケースなどについては、フレキシブルな入力が可能なように対応することが望まれる。

②収集区分の多様性への対応

基準で示している 20 品目区分について、実際の収集区分と一致・類似しないケースが大半となっており、大部分を「⑱その他資源」「⑳その他ごみ」に分類せざるを得ない自治体も少なからず存在する状況である。基準において、品目区分の多様性を認めるようにすることを検討するとともに、支援ツールにおいても収集時かさ密度の入力欄を設けるなど、対応方法を検討する。

Ⅲ. 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール 入力・出力マニュアル

1. 基本的方向性

①基準、支援ツールの一体化

財務書類作成の際にデータ入力する際には、基準をマニュアルの両方を同時に見ることは難しいので、マニュアルにおいて、基準と支援ツールの関連性を明確にしつつ、基準とツールの内容を整理するなどの対応が望まれている。かつ、自治体に経年的に取り組んでもらえるよう、複数年（5年程度）使用可能な支援ツールの開発も基準の見直しに合わせて検討することが望まれる。

②三者協調方式、PFI 方式などの特異的なシステムへの対応

例えば、同じ「三者協調方式」という名称で類似のシステムを導入している場合でも、詳細を確認すると内容がことなるケースがあることが分かった。これまで把握した具体的

事例については、マニュアルにケースとして紹介するとともに、財務書類作成の際の考え方を示すこととする。

③一般的会計知識に関する解説、基準独特の考え方の解説

一般廃棄物行政ご担当者が会計に通じているとはかぎらないので、会計知識や、基準における独特の考え方についての解説を加える。なお、資料の作成に当たっては、自治体担当者の負担増加にならないよう、基準や支援ツール、支援ツールマニュアルなどの資料との融合性について留意する。

5 今後の課題

本年度事業では、検討委員会における一般廃棄物会計基準の見直しの方向性について検討するとともに、平成19年6月に公表された一般廃棄物会計基準の普及を進めるため、全国7ヶ所における説明会の実施や、質問受付窓口の開設、試行事業の実施による個別対応（質問に対する回答、ツールのカスタマイズなど）を実施した。

特に試行事業の実施により、一般廃棄物会計基準の実運用に関する多くの知見が得られた。本年度事業により得られた、一般廃棄物会計基準の普及に向けた今後の課題を以下に整理する。

- ・取組状況の把握と取組状況に合わせた普及策の検討

本年度実施した説明会、質問受付、試行事業によりある程度の取組自治体や取組状況を把握することができた。一方で、例えば、説明会参加後に具体的にどの程度の導入や導入の検討を行ったかは、把握しきれていない。今後は、全国自治体の取組状況の把握と、その状況に合わせた普及策を検討することが望まれる。

- ・対象地域を細分化した説明会の実施および個別相談会の実施

本年度は全国7ヶ所において説明会を実施したが、自治体によっては、自治体から説明会会場までの距離が制約になり、参加できなかった自治体もあったと思われる。そこで、会計基準を普及させるためには開催箇所を増やし、また、開催場所を分散し、より多くの自治体の参加が期待される説明会の実施が望まれる。

- ・具体的な財務書類を基にした財務書類活用方法の検討

本年度実施した試行事業参加自治体など、実際に作成された具体的な財務書類を参考に、財務書類の活用方法を検討することが必要である。


- ・取組自治体の意見交換の場の設置

試行事業の実施において、他自治体の取組状況などについて興味を持っている自治体が少なからずあることが明らかになった。試行事業参加自治体を初めとして、基準に基づく財務書類作成自治体の意見交換の場を設け、自治体の基準に対する意見等をより深く把握することが望まれる。

平成 19 年度
一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する調査業務

報告書

平成 20 年 3 月

 株式
会社 三菱総合研究所